

令和8年4月24日 開会
令和8年4月24日 閉会
(臨時第3回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 1 1 3 号

令和 8 年第 3 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 8 年 4 月 21 日

大山町長 竹口 大紀

1 日 時 令和 8 年 4 月 24 日（金） 午後 2 時

2 場 所 大山町役場議場

3 付議事件

議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）

議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町介護保険条例の一部を改正する条例）

議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 1 5 号））

議案第 61 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

議案第 62 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山スキー場）

議案第 63 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 64 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 65 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○開会日に応招した議員

浅 田 龍太郎	小 林 直 哉
近 藤 隆 博	京 力 久 子
西 本 憲 人	島 田 一 恵
加 藤 紀 之	池 田 幸 恵
大 原 広 巳	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一

近 藤 大 介
吉 原 美智恵

野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 3 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 2 時

議 事 日 程

令和 8 年 4 月 24 日（金）午後 2 時開会（開議）

1 開会（開議）宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第 6 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 7 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 15 号））

日程第 8 議案第 61 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第 9 議案第 62 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山スキー場）

日程第 10 議案第 63 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 64 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 65 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番 浅 田 龍太郎

2 番 小 林 直 哉

3 番 近 藤 隆 博

4 番 京 力 久 子

5 番 西 本 憲 人

7 番 島 田 一 恵

8 番 加 藤 紀 之	9 番 池 田 幸 恵
1 0 番 大 原 広 巳	1 1 番 米 本 隆 記
1 2 番 大 森 正 治	1 3 番 杉 谷 洋 一
1 4 番 近 藤 大 介	1 5 番 野 口 俊 明
1 6 番 吉 原 美智恵	

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………圓 田 元 気

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀	教育長 ……………鷺 見 寛 幸
副町長 ……………山 根 篤 大	教育次長……………浦 木 美 穂
自治財政統括監兼総務課長……………	金 田 茂 之
財務課長 ……………前 田 智加子	幼児・学校教育課長 ……井 上 龍
税務課長 ……………角 田 雅 人	住民課長……………門 脇 恵美子
企画産業統括監……………深 田 智 子	まちづくり課長……………池 山 大 司
保健福祉統括監兼総合福祉課長 ……………	田 中 真 弓
長寿支援課長……………加 藤 貴 子	農林水産課長……………桑 本 英 治
健康推進課長……………諸 遊 剛 史	商工観光課長……………源 光 靖

午前 10 時開会

○議長（吉原美智恵君） 皆さん、おはようございます。

〔「おはようございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 皆様、こんにちは。

開会前に、町民の皆様には『議員と語る会』の開催についてご案内をいたします。

5 月 12 日から 14 日の 3 日間、町内 3 か所の会場で、『議員と語る会』を開催します。

令和 8 年度予算の概要やまちの抱える課題についてなど、町民のみなさんとの意見交換をおこないたいと思います。ぜひお誘いあわせて、都合のよい会場へご参加ください。

詳しくは各集落の回覧をご覧ください。事務局へお問い合わせください。

次に、議員の皆さんと執行部の皆さんに申し上げます。例年、クールビズへの取り組

みが行われているところですが、本町議会におきましても、5月1日から10月31日まで、上着・ネクタイの着用は、本人の自由といたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉原美智恵君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席してください。

開会・開議・議事日程

○議長（吉原美智恵君） ただいまの出席議員は15人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉原美智恵君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番 島田一恵議員、8番 加藤紀之議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉原美智恵君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 議案第56号～日程第7 議案第60号

○議長（吉原美智恵君） 日程第3、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）から日程第7、議案第60号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度大山町一般会計補正予算（第15号））までの5件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、こんにちは。

本日は、臨時会ということでよろしくお願いいたします。

それでは提案理由の説明をいたします。

議案第56号 専決処分をいたしました大山町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、早急に大山町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令

和 8 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

改正の主な内容は、軽自動車税について環境性能割の廃止による所要の用語の整理、個人町民税について諸控除の見直しを行うこととする等です。

続きまして、議案第 57 号 専決処分をいたしました大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、早急に大山町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、子ども・子育て支援納付金に係る賦課額の新設、課税限度額の引き上げ、軽減判定所得の基準額の一部を引き上げるものです。

続きまして、議案第 58 号 専決処分をいたしました大山町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和 8 年度介護保険料の算定に関する基準の特例を設けるため、早急に大山町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

続きまして、議案第 59 号 専決処分をいたしました大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例については、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体を定める省令の一部改正に伴い、早急に大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

改正の主な内容は、この条例に基づく整備計画の認定期間を 2 年間延長とするものです。

続きまして、議案第 60 号 専決処分をいたしました令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 15 号）については、米子市し尿処理委託料について、内浜処理場再構築事業実施設計負担金が増となったことや、県営土地改良事業の旧畑かん施設撤去工事施工に際し、地元調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったことから、緊急に繰越明許費の追加をする必要性が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） 5 件の提案理由の説明が終わりました。このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

（日程第 3）議案第 56 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 固定資産税に関するところだけ、質疑をしようと思います。

今回、免税点が変更になるということで、土地建物償却資産の免税点の引き上げになるようでございますが、この変更を踏まえ、改正は今後、町の課税額にどの程度影響するのかご説明をお願いいたします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案の質疑に関しましては、直接担当課長からお答えをいたしますので、よろしくお願いいたします。

○税務課長（角田 雅人君） 議長、税務課長。

○議長（吉原美智恵君） 角田税務課長。

○税務課長（角田 雅人君） 失礼いたします。税務課からお答えいたします。近藤大介議員さんのご質疑でございます。

固定資産税の免税点の引き上げの関係でございますが、これは令和 9 年 1 月 1 日に基づきまして、令和 9 年度からということの実施になってございます。で、今現在、免税点でございますが、土地、家屋、償却資産、それぞれございます。土地が 30 万円、家屋が 20 万円、償却資産が 150 万円でございますが、土地については変更ございません。家屋が 20 万円から 30 万円、償却資産が 150 万円から 180 万円に変更を予定をしております。

で、これに伴います町の課税額の影響でございますが、家屋につきましては約 429 件、税額にしまして 108 万円の減、償却資産につきましては約 15 件、税額にしまして 35 万円減、合わせて 143 万円の減ということで見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 56 号は承認することに決定しました。

（日程第 4）議案第 57 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 今回の改正について、2 点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、子ども・子育て支援納付金についてです。子ども・子育て支援納付金、これについて、令和 8 年度の賦課総額及び課税世帯の見込みについてご説明をお願いします。

もう 1 点、軽減判定の所得の引き上げということで、2 割軽減、5 割軽減の判定の際の所得を引き上げるということでございますが、これによって軽減世帯数は、2 割軽減、5 割軽減、それぞれどのくらい増えるのか、ご説明をお願いします。

○税務課長（角田 雅人君） 議長、税務課長。

○議長（吉原美智恵君） 角田税務課長。

○税務課長（角田 雅人君） 失礼いたします。57 号の議案についてご説明させていただきます。

この子育て支援納付金の令和 8 年度の賦課総額、課税対象の見込みでございますが、賦課総額の見込みが約 950 万円、課税世帯数が 1940 世帯ということで見込んでございます。

次に、軽減判定所得の引き上げに伴って 2 割軽減、5 割軽減、それぞれどれくらい増加かということでございますが、見込みでございますが、2 割軽減が 3 世帯、5 割軽減が 6 世帯の増ということで見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 57 号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 57 号は承認することに決定しました。

（日程第 5）議案第 58 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町 介護保険条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 58 号は承認することに決定しました。

（日程第 6）議案第 59 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町 地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 59 号は承認することに決定しました。

(日程第 7) 議案第 60 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 15 号））の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 60 号は承認することに決定しました。

日程第 8 議案第 61 号 ～日程第 12 議案第 65 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 8、議案第 61 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてから日程第 12、議案第 65 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 5 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続いて提案理由の説明をいたします。

議案第 61 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議については、市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県で共同設置している鳥取県行政不服審査会から米子市日吉津村中学校組合の解散に伴う脱退により規約の変更をするため、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、この規約の変更は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

続きまして、議案第 62 号 公の施設の指定管理者の指定については、大山スキー場の管理について、今後 10 年間の指定管理者を公募したところ、3 月 30 日の応募期限までに 3 者から申請がありました。4 月 7 日に指定管理者選定委員会に審査をお願いし、その結果、優先交渉順第一位となった「アドバンス株式会社」と協議した結果、仮契約に至りましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

指定管理の期間は、基本協定締結の日から令和 18 年 3 月 31 日までとしております。

続きまして、議案第 63 号 令和 8 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）については、沖縄県嘉手納町との交流事業の一環として、大山夏山開きに訪問団が訪れる際の受け入れ諸費用、令和 8 年度コミュニティ助成事業の助成決定に伴う集落への補助金、地域農業の担い手が行う機械・設備の導入に係る経費への補助金等の新規計上などにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定の予算に 3,113 万円を追加し、総額を 127 億 2,113 万円とするものです。

続きまして、議案第 64 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）については、温泉給湯の圧力調整に必要な膨張タンクの破損により、早急な取替工事が必要となったことに伴い、既定の予算に 115 万 5,000 円を追加し、総額を 972 万 9,000 円とするものです。

続きまして、議案第 65 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、令和 8 年度からのスキー場指定管理者の選定に伴い、指定管理納付金を増額するため、既定の予算に、4,963 万 9,000 円を追加し、総額を 9,460 万 4,000 円とするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） 5 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

（日程第 8）議案第 61 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 61 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

（日程第 9）議案第 62 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 62 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山ス

スキー場）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2 番 小林 直哉君） 議長、2 番。

○議長（吉原美智恵君） 2 番 小林直哉議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） それでは、本案について 7 件、質疑させていただきます。

1 点目ですが、指定管理者となる団体の新法人設立についてです。

指定管理者となる団体が運営体制として町内に新法人を設立することがスキー場指定管理選定評価の資料の中で示されております。この新法人を設立された場合のですね、位置付けというのが協定書内等に記載されておりますが、どのようになりますでしょうか。

2 点目、指定管理者となる団体が応募時に示した施設整備方針についてです。スキー場指定管理者評定評価の資料内にですね、アドバンス株式会社の設備整備方針は、中長期計画のその整合性について、中長期計画を踏まえて独自案があると評価されております。

しかしながら、アドバンス株式会社が示されました指定加入納付金は 10 年間で 3 億 8,532 万円と、大山町の中長期計画で示されました 10 年間 30 億円に遠く及ばない数字となっております。どのような要素を基に審査会でこの中長期計画を踏まえていると判断されたか教えてください。

また、この審査会で設備整備方針を中長期計画を踏まえて独自案と審査会が踏まえたこの結果について、どう評価されているか、これも教えてください。

3 点目、大山スキー場指定管理業務の仕様書及び基本協定書内にある設備改修についてです。これはですね、中長期計画及び令和 9 年度末までに該当事業者と実施計画を作り、それに基づいてこの設備投資を行われると示されております。

しかしながらですね、今後、設備投資する際に、この設備投資や設備の改修ですとか撤去がですね、議案で示されて、万が一それが否決された場合ですね、この基本協定の不履行にならないか、これを危惧しておりますのでそれについて説明をお願いします。

また、そうなる場合、議会での議決を経て実施するという記載が基本協定書に必要でないかと思いますが、その辺りの説明をお願いいたします。

4 点目、年度事業計画の作成についてです。仕様書上に年度ごとの事業計画は毎年指定する期日までに業者から提出されることになっております。今年度の年度計画書はいつ提出されるか、その期日を教えてください。

5 点目、保険についてです。基本協定書内で町が付保する保険として、火災保険の他に施設賠償保険などが協定書では示されております。

しかし、別の項目でですね、指定管理者が支払う保険料は火災保険料のみの記載となっております。火災保険料以外は町が支払うのか細かいところを教えてください。

6 点目、今年度のスキーシーズンまでに発生する保証についてです。基本協定書内に、

今年度 7 月末までにですね、指定管理事業者と町の双方で確認した営業に支障をきたす支障、設備の保証等ですね、それは町の負担で回復することになっております。

ところが、昨シーズン末ですね、あのスキー場の国際エリアが設備異常で早期終了、営業しております。この国際エリアの補修というのは、今後、町が行う見込みでしょうか。

最後、表記についての確認です。指定管理の仕様書及び基本協定書内に、大山スキー場中長期計画と括弧書きで記載されている箇所がありますが、これは書類上、大山スキー場運営中長期計画と正式名称を記載すべきだと思いますが、誤りではないでしょうか。

以上 7 点、お願いいたします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。小林議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、指定管理者となる団体の運営体制として新法人についての表記があったということでご質問がありました。

こちらですが、あくまでも契約相手はアドバンス株式会社と考えております。そして、実はその提案書の中に新法人というような記載があったということで、選定委員会の中でもその辺りについて聞き取りをしたところでは、全く新しいものを作られるというよりは、例えば営業所的な意味合いなのかなということで、今のところ町の方でも認識しております。

いずれにいたしましても、現在のところでは仮定のお話だと思いますので、具体的な新法人やそれから新事業所の設立というようなことが出てまいりましたら、それは協議ということになるのかなと考えております。

それから、アドバンス株式会社の設備整備方針と中長期計画との整合性等についてご質問がございました。

こちらにつきましては、中長期計画を踏まえた施設整備計画やグリーンシーズン、それからインバウンド施策への取り組み方針等を募集要項の別添資料として公表した選定評価項目に沿って、選定委員会の方で採点、審査をいただいた結果でございます。

この中に、実際の指定管理納付金の金額につきましては、基本協定書の第 22 条に記載の通り、各年度の剰余利益等を基に算出するというもので、こちらの方につきましては、町の方も経営の中の工夫等に関連して関わっていきながら、なるべく中長計画に近いような形での運営になるように努力していければと考えているところでございます。

また、町として事業者の独自案についての評価についてのご質問がございました。こちらにつきましては、事業者の独自案については、例えば投資額の圧縮でございましたり、様々なものもございましたが、その内容については、今後、実現について、可能性検討については値するものと評価しておりますので、今後の協議の中でそういった方向

について具体的な取り組みの内容の協議ということは考えられるものと考えております。

それから、仕様書の 6 の 5、それから基本協定書の 14 条での施設機能向上等について議会の議決を経て実施するという記載、必要ではないかということについてのご質問ございました。

こちらにつきましては、中長期計画そのものにも関連してまいります、あくまでこれは計画でございまして、実施にあたっては必ず予算の措置が必要でございしますので、それについて議会の方であらかじめ議決をいただいた上で向かうということは当然のことなのかなと考えておりまして、その内容について、改めてこの内容には記載していないというところでございます。

ただ一方で、その協定の 43 条の方で、本業務の前提条件や内容を変更した時、それからまたは特別な事情が生じた時という条件で、町と事業者で協議の上、本協定の規定を変更することができるということで規定しております。この内容に応じて、必要に応じた協議は行いたいと考えているところでございます。

それから、毎年度指定する期日までの提出になっている年度事業計画書でございますが、今年度このまま進みました場合は、6 月末頃なのかなということで想定をしているところでございます。

それから、あの保険についてのご質問ございました。こちらにつきましては、火災保険につきましては、いわゆる建物所有者、施設所有者でございます町が加入する必要があるでございますので、町の方で一旦支払う必要がございます。その支払った火災保険料については、指定管理者から町へスキー場の運営の経費としてその同額を納めていただくということで整理しているものでございます。

それから、基本協定書の 14 条の 2 で、営業に支障をきたすその内容というようところで、国際エリアのことについてご質問がございました。これ、ご指摘の通りでございまして、現在シーズンの、前シーズンの終盤に国際エリアの故障等について分かったところでございます。

で、この内容については、現在必要な修繕内容については、まだ整理中の状況でございまして、そこが分かりましてから、どういう風な修繕をしていくのかということの協議となるとは思いますが、すでにもう町の方で譲渡を受けているというものでございしますので、基本的に町の対応が基本となってくるのかなというふうに考えているところでございます。

それから、スキー場の中長期計画についての文言についてのご質問ございました。こちら、正式名称はご指摘の通りでございまして、この内容について、いわゆる協定書の中で表記揺れというか、というようところがございますが、こちらにつきましては、事業者とスキー場運営中長計画のことということで確認が取れておりますので、問題ないところだと考えています。以上です。

○議員（2 番 小林 直哉君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 2 番 小林直哉議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） はい。答弁について確認があります。

1 点目ですね、新法人の設立についてですが、これは、だから営業所設置などの可能性もあるということですが、これは、新法人を大山町内の住所で登記した場合と営業所設置の場合、これは法人税の扱いというのは差があるのか、その辺り分れば詳しく教えていただきたいです。

2 点目、この指定管理納付金の差による設備投資の差ですが、この審査会の中で投資額を圧縮された提案もあったということでしたが、どれぐらいの事業者さんから、圧縮した、10 年間の投資額ですね、どの程度を示されたかお知らせください。

3 点目ですが、議決についての確認です。もちろんこれは議案を経るというのは大前提で記載がないということでしたが、その協定書を見るとですね、基本的に行政と指定管理事業者でどういうふうな設備投資を決めるということを 2 社双方で決められると思います。なんて言うんですかね、その額が大きかったらというか、もちろんこれは議決を経ずに中長期計画が決まると思うんですが、業者側から見た時に、そういう設備投資から 10 年間でこれだけをされる、これだけの設備投資をしてくれるということで求人を行うですとか、自分の事業を行うと思います。で、その計画で、計画通り行うという前提でやってたところに議決によってストップがかかった場合ですね、指定管理事業者側が不利益を講じた場合、その責任というのはなんか取ることにならないでしょうか。

その辺りの確認をお願いします。他の点は了解です。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、新法人の登記の場合の税等の関わりについてご質問ございました。

こちらにつきましては、地元の住所で法人登記された場合には、やはりその運営に関わる地元の税収があるということになります。金額的なところは今精査まではしていませんが、そういった状況はあろうかと思います。

ただ、こちらは、新法人というのがあくまで、例えば営業所だったり、それから全く新しいものができるというような場合で全く変わってくるとは思いますので、そこは具体的話が出てきた時に整理をするべきものかなと考えております。

それから、施設整備の圧縮、どれぐらいなのかということでのご質問がございました。こちらにつきましては、具体的な数字、これはあくまで提案の数字でございしますが、40 億近い数字が圧縮可能なやり方もあるのかなというような提案をいただいたところでございます。

ただし、これは中長期計画と本当にそぐっているかどうかというようなところも含め

て、例えば見積もりで圧縮されるというような工夫もあろうかと思いますが、本当にこういう内容でいけるのかどうかということは、今後、協定が締結された後に協議によって固めていく部分なのかなと考えております。

それから、双方で決めるということで、施設整備について別の質問がございました。こちらにつきましては、現在、中長期計画の内容に沿った設備投資等を町としてはしていきたいと考えているところでございますが、例えばその時の社会情勢や有利な財源等の状況によっても、少し実施時期を変える必要が出てくる可能性はあるのかなと考えております。そちらにつきましては、仮協定締結の時に双方で協議しながらそこはやっていくというような流れのところについては、方向性については確認を取っておりますので、双方協議の上で実施時期等、それから実施内容等十分協議ができればと考えております。その上で、議会の方に提案した上で、ご議決をいただければ進めるというようなやり方で実施できればと考えております。

○議員（2番 小林 直哉君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 2番 小林議員。

○議員（2番 小林 直哉君） すいません、1点、答弁漏れがあると思います。

3点目のですね、施設整備に伴わずに相手の営業に不利益が生じた場合の責任の所在ですね。これについて再度お尋ねするところと、改めまして、先ほど設備投資についてはあくまで中長期契約に基づくという答弁でした。

しかしながら、今回示された指定管理納付金の見積もりですとか、先ほど答弁でありました圧縮された設備投資の見込み金額、いずれにしても中長期計画との結構ギャップがあります。中長期計画の数字の見直しというのは今後行われる可能性があるのかというのを再度確認したいのと、その中で、金額があまりに足りないので、足りない金額の一般財源からの繰り出しの可能性はあるかどうか、これも確認させてください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、不利益なことが生じた場合の所在ということでございますが、こちらにつきましても、実施計画というようなものについて、早い段階で協議して固めていこうということで協議の余地があるというふうには考えております。

その中で、こういった形でお互いに不利益をなるべく少ない状態で実施ができるかということについては、協議した上で進められればと考えているところでございます。

それから、中長期計画の数字の見直しの可能性についてご質問ございました。中長計画の数字の見直しと言いますか、中長計画、あくまで計画でございますので、それに近い形で進められるように、町としても運営の内容の確認や努力はしていきたいと考えておりますが、結果的にそこにそぐわない内容が出てくるというような状況は発生する可

能性はあるのかなと考えております。

それは、ご指摘の通り、指定管理納付金の金額等によっても変わってくる部分と思いますので、指定管理納付金について、見積もりが出たもの以上に指定管理納付金が収まるような運営になるよう、町としても経営の内容には深く関わっていければと考えているところでございます。

それから・・・（発言する者あり）あ、そうですね、失礼しました。一般財源からの支出の可能性についてのご質問ございましたが、現在のところ、一般会計からの繰り出しでの施設整備というようなところは考えてはいないところでございます。

○議員（2 番 小林 直哉君） 了解です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（3 番 近藤 隆博君） 議長、3 番。

○議長（吉原美智恵君） 3 番 近藤隆博議員。

○議員（3 番 近藤 隆博君） では、2 点確認させてください。協定書案とあと仕様書についてです。

1 点目はですね、協定書案における不可抗力による損失補填と事業者の事業リスクの境界線について教えてください。

協定書案の第 30 条の不可抗力によって発生した費用の町負担について、近年多発している記録的な暖冬とか雪不足ですね、によりスキー場が長期間営業できず、業者に多額の損失が出た場合、これは第 5 条で定義されている不可抗力の異状降雨等の天災と見なされ、町が損失を補填する義務が生じるのかどうか。

また、事業者が負うべき経営リスクと町が背負う不可抗力リスクの明確な境界線ですね。特に雪不足、暖冬に対する解釈を教えてください。

もう 1 点目はですね、仕様書で定められた違約金の規定が仮評定書から抜けている点についてです。仕様書の 12 ですね、管理業務の継続や達成が困難になった場合の措置等には、事業者の責任で指定が取り消された場合、指定管理者は、町に生じた損害を賠償すること及び違約金を支払うことを協定書に規定するものとする、と明確に記されているんですけども、仮の基本協定書案では、第 35 条甲による指定の取り消し等には町が賠償責任を負う旨の記載はあるものの、事業者が町に支払うべき違約金に関する明確な条項がないですね。これがなぜなのか。この 2 点、お答えください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、いわゆるその天災等のリスクについてご質問がございました。

こちらにつきましては、雪不足につきましては、天災対応としない旨について説明済みでございます。これ、応募の段階から既に説明済みの事項でございまして、事業者の

方もその内容については承知しているということで確認を取っております。

それからもう1つが、仕様書へのいわゆる町に生じた損害の賠償や違約金の支払いについての記載ですね。こちらにつきましては、仕様書の方に書いてある内容について、仮協定書の第11条の方に、本協定募集要項との間に矛盾または齟齬がある場合、本協定、それから募集要項、申請書の順にその解釈が優先されるということで、仕様書に記載のあるもの、内容については協定の内容でカバーしているという解釈でそういう11条の規定を入れているところでございます。ということで、今ご指摘の内容につきましてもその記載を担保していると。11条で担保しているという解釈でございます。

なお、この内容につきましても、事業所についてもその認識だということで確認済みであることを申し添えます。以上です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） 議長、1番。

○議長（吉原美智恵君） 1番 浅田龍太郎議員。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） はい。被っている点ももしかしたらあるかもございませんが、何点か教えてください。

まず、今回の指定管理者の選定について最も重視した評価項目というのはなんだったのかというところをまずお聞きしたいです。

また、先ほど小林議員も質問されましたけれども、中長期計画との関係について、今回の事業者提案は、計画における投資回収の考え方と整合していると認識しているかどうかお答えください。

また、施設改修、収支悪化、不可抗力、それぞれの場合においてですね、町と事業者との負担、どのように整理されているのか。また、収支の見込みが下回った場合に、施設改修の投資、こういったように検討していくのか、そのあたりの考えをお聞かせください。

また、協定における仕様書の改訂ですね、協定書の9条において、仕様書に基づくとされている一方で、10条により変更が可能とされております。これは事業者と町との協議によって変更が可能ということになっております。これにおいて、その業務内容ですとか費用負担、どこまでの範囲変更が可能なのか、こちら教えてください。

また、繰越保証金というものがございます。累積額にこれ条件等設けるのか、こういった判断がされているのかをお願いします。

最後に、施設改修や収支悪化、こういった時の対応を含めて、町の財政負担、どれぐらいを見込むのか、また上限はどれぐらいに設定していくのか、お答えください。お願いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい、すいません。たくさんご質問いただきましたので、もし漏れがありましたらご指摘くださいませ。

まず、選定については、複数の評価項目に基づき行っておりますけれども、重視した項目といたしましては、募集の段階から中長期計画に沿った内容かというようなところが重視でございます。

これの内容については、幅広のところではございますけれども、募集要項の別添の資料として公表した選定評価項目に沿って、選定委員さんに採点審査をいただいた結果、総合的に合計点が上位だったものということで、結果的には上位だったところが中長期計画の内容により沿っていたというふうに解釈をしているものでございます。

それから、中長期計画での投資回収の前提のことで、それとの整合性についてご質問がございました。選定委員会の方からですが、事業者提案について、基本的に中長期計画を踏まえた提案内容であるということの付帯意見をいただいております。

また、実際の指定管理納付金の金額につきましては、先ほども少しご説明いたしました、基本協定書 22 条に記載の通りで、各年度の剰余利益等を基に算出しておりますのでございます。収支基準等の算出に用いる割合について、事業者からは総収入の 5 パーセントということで実は提案が出ておったところでございますけれども、協定の締結協議の中で、総収入の 3 パーセント、これは基準として町が元々もうけておった数字でございまして、その内容で合意し、提案よりも多くの指定管理納付金の納入を現在のところ見込んでいるというところでございます。

それから、経営改善による収益向上に取り組むことが重要であって、事業者は町と密接に関わりながら、指定管理納付金の納入額が十分に確保されるように取り組むことで中長期計画との整合性を町としても確保していきたいと考えているところでございます。

あとは、事業者の知見やノウハウを生かしたコスト削減、それから起債や国庫補助等、その時の状況で変わりますが、その時々で有利な支援策等の活用によりまして、必要な投資額としている 90 億というような数字を圧縮をしながら取り組んでいければ、なと町の方では考えているところでございます。

それから、ご質問で施設改修について、収支悪化や不可抗力のリスクについてのご質問がございました。こちらのリスクの分担につきましてですが、スキー場の収支改善やそれに関係する集客やコンテンツ作りなど、スキー場を経営する上でのリスクについては、事業者のリスクというふうに考えておりますし、一方で、設備投資にかかる投資計画や、それから不可抗力、最低保障、町へのリスクについては、所有者、施設の所有者である町が負うべきものなのかなということで整理をしております。

それから、スキー場の運営の暖冬、それから雪が少ない、あの少雪ですね、というところは、これは不可抗力としては扱わないということで、先ほどご説明差し上げた通りでございます。

あと、運営状況によって収支が計画を下回るということが想定されますということでのご指摘ございましたけれども、その通りでございまして、状況によって計画通りの投資ができない場合というのは、指定管理納付金の状況で出てくるものと考えております。

ただ、中長期計画の基本的な考え方としまして、収支改善によって、投資のいわゆる財源を捻出しまして、その上で投下資本を利益で回収すると。いわゆる投資してそれを利益で回収するということで、長期にわたって持続可能なスキー場運営目指すという方針は中長期で定めておりまして、その内容、方針につきましては堅持できればというふうに考えております。

それから、9 条の仕様書の要件と、それから 10 条の変更可能ということについてのご指摘がございました。これ、その通りでございまして、業務内容や費用負担につきましても、やむを得ない事情等によって状況に応じて協議できるという仕組みについて整理をしているものでございます。

それから、最低保証により繰越保証金が累積される可能性があるというところで、最終的な生産方法、それから町の負担の範囲ということの整理ですが、これは基本協定書 22 条に記載の通りで対応できればと考えているところでございます。

それから、施設改修については町負担ということで、収支状況によって繰越保証金が累積する可能性があるということについてご指摘をいただきました。関連して、災害の財政負担はどの程度かということでご質問いただきましたけれども、これはちょっと設定する条件によって財政負担の最大値は増える、減るというところはかなり違ってくるのかなと考えております。まず大山のスキー場について、直近においては、いわゆる暖冬シーズンを除いては、剰余利益が生じている状況でございます。中長期計画の中で経営改善等による収支増加を前提としておりますので、現在の状況プラス収支増加の計画の前提というところで、繰越保証金が累積すること自体をまず今具体的な金額としては想定していないというところでございます。

例えば、その条件、こういう条件の場合というようなことで仮定のシミュレーションということは将来的にはできるのかなと思いますが、今のところ、具体のシミュレーション等を行っている状況ではございません。以上でございます。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田龍太郎議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） はい。追加でちょっと何点か質問させてください。

基本的な方向性として、収益改善を行っていきます、収支改善を行っていきます、というところを答弁いただいたかと思います。具体的な収支改善、こういったことならできるよね、町側でどなたが担当されて、こういったことにアドバイスをしていくのか、そういうところをちょっとある程度想像の範囲でしか、答えられないかもしれないですけど、答弁いただけると助かります。

また、9 条と 10 条のところですけども、やむを得ない事情というのはどういったものがあるんでしょうか。これについても答弁をお願いいたします。以上です。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 方向性、それから収益改善で、具体的な収支等の改善について町側の担当として誰が当たるかというところですが、具体でこの人が当たるということではなくて、町として、例えば定例的に経営の協議を行って、そこで色々な協議をした上で収益改善に臨んでいくということで、例えば具体的に事業者側の方から提案の内容にあるような、例えばリフトの料金とか、それから飲食物の料金改定とかというような提案をいただいて、それについて町の方側からも、その内容について何か意見を申し上げて、最終的にこうというようなところでのお話をする場合もあろうかと思えますし、場合によりまして、例えばスキー場の中長期計画の策定に携わっていただいた事業者さんなど、例えば専門家の方からの意見もいただきながら、収益の効率的な改善と効率的な運営というように向かっていくということではできののかなと考えておりまして、個人の職員の才覚で経営改善というように今のところ考えていないというところでございます。

それから、やむを得ない場合についての解釈についてご質問ございました。こちらにつきましては、ちょっとこれも具体の中身を今想定しているというわけではございませんが、例えば、今後考えられるものとしたしまして、町の方で施設整備、プラスアルファの施設整備を行ったような場合に、取り分について、両者協議の上でそこを調整していくというようなことは、こういったところから考えられるのかなと考えております。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 1 番 浅田龍太郎議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） はい。最後にちょっと 1 点だけ。全体的に中長計画に基本的に沿ってスキー場について運営をお願いしていくということだったんですけども、この中長計画が、先ほどこっと小林議員も少し触れておられたかとは思いますが、中長計画、今後その運営状況に合わせて変更していくということは考えておられるのでしょうか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） ご指摘の通り、あらゆる状況に応じて、例えばその状況が大きな影響があるということであれば見直しというように今ところは考えられると思いますが、先ほどもご説明差し上げました通り、持続可能なスキー場の運営というように今ところでの方向性については、堅持していければと考えているところでございます。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 了解です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森正治議員。

○議員（12 番 大森 正治君） 色々な質問が出て、それぞれ答弁があったわけですが、重なる部分があるかもしれませんが、質疑させていただきます。

大きく 3 点ありますけども、1 点目は、スキー場運営中長期計画と評価項目の中で、指定管理納付金、事業計画、収支計画との関連性や整合性についてお聞きします。

まずですね、応募者の 3 者ともですね、アドバンス以下、B 社、C 社とありますけども、3 社とも指定管理納付金、事業計画の今後の目指す姿、収支計画の実現可能性については中長期計画に沿った提案内容になっていなかったように思います。一覧表から見る限り、そう解釈しましたが。今後これらの点についてどう考えていかれるのか、お聞きしますし、その中でも、特に、先ほどからも出ておりますように、特に指定管理納付金については、アドバンス社の場合、10 倍近くのギャップがあります。この非現実性をこの解消をしなければならないと思うんですけども、そのために今後、中長期計画の見直しをする考えはあるのか。先ほども答弁がありましたけども、やむを得ない事情があった時には見直すというようなことがありましたが、ということは原則見なおせない。数値的なものも見直していかないってということかなと思いますけども、それでいいのかどうなのか。うまく事業者とやっていくことができるのか、ちょっと疑問があります。それについてお答えください。

それから、応募のあった 3 者とも同様に、中長期計画に沿ってない部分があるにもかかわらず、アドバンス社を第 1 契約候補には選定されましたけども、評価点から見てアドバンス社のどこに魅力があったのか、具体的なところが示していただければありがたいです。

それから、大きな 2 点目としまして、設備整備方針の中の中長期計画との整合性の部分についてです。

第 1 契約候補のアドバンス社は、中長期契約をふまえつつ独自案ありというふうになっておりますけども、具体的にはどんな独自案が提案されているのか。先ほども小林議員の質疑にもお答えされましたが、設備投資計画の整備額の圧縮が考えられるというような答弁だったと思いますけども、その他、この独自案というのはどのような提案がなされていたのか、紹介していただけたらお願いします。

それから、大きな 3 点目としまして、応募者 C の部分のこの評価点についてお聞きしたいと思います。この応募者 C というのは、地元の大山寺地区の団体だというふうに推察できますけども、ここは指定管理納付金が 10 年間で 5 億 7,000 万円と、他社の 2 倍前後の納付金を提示しておられました。この応募者 C は他にそういった魅力はなかったのか、お聞きしたいと思います。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長、重複してありましたりしたところは省略されて結構です。

○商工観光課長（源光 靖君） はい、ありがとうございます。

そういたしますと、まず、議員ご質問の中で、指定管理納付金事業計画それから収支計画の実現可能性について、中長期計画に沿った提案内容になってなかったのではないかということ、それから、その非現実性を解消するための中長期計画の見直しについてご質問いただきました。

この内容につきましては、実際の指定管理納付金の金額につきましては、先ほどからご説明差し上げております通り、協定書の 22 条に記載の通りで、各年度の剰余利益等を基に算出するというところにいたしております。また、収支基準額の算出に用いる割合について、事業者からは総収入の 5 パーが提案されておったというところでございますが、締結協議の中で総収入は 3 パーというところで、協議仮締結というところまでいったところでございます。そういったところによって、今の段階でも提案よりも多くの指定管理の納付金を見込んでいるというところでございます。

また、経営改善による収益向上に取り組むということが重要であると考えておりました、事業者は町と密接に関わりながら、指定管理納付金の納入額が十分に確保されるように取り組むことで中長期計画の整合性を確保していければということと考えているところでございます。

また、事業者の知見やノウハウを生かしたコスト削減、それから、先ほども申し上げましたように、有利な国等の財源を活用することによりまして、必要な投資額の 90 億という数字について圧縮しながら取り組んでいく考えでございます。

また、中長期計画につきましてはですが、こちら、大山スキー場の運営状況を踏まえながら、こちらにつきましては、いわゆるその見直しを全くしないということではございませんで、例えばその 5 年ごとを目安に適宜計画の見直しというようなところも今事業者とは協議を行っております、そういったところの見直しは、できるような内容について協議、検討してまいりたいと考えております。

それから、応募のありました 3 社につきまして、評価点から見てアドバンス社のどこに魅力があったかということでのご質問がございました。

こちらは、募集要項の別添資料として選定評価項目、公表したところでございますけれども、それに沿って選定委員に採点、審査をいただいた結果、総合的な合計点が上位であったというような状況でございます。本事業者の評価の中では、例えば、これまでの実績とか客数減を踏まえた上でのマーケット拡大の手法、それから宣伝広告やインバウンド施策の対応、またコスト改善施策やその実現可能性についての項目については、他社に比較して評価が高い部分であったと認識しております。

あの、その状況を踏まえた上で、選定委員からは、基本的に中長期計画を踏まえた提案内容であるとの附帯意見もいただいております、そういったところから、町といたしましても、契約交渉相手ということで、適であろうというふうに認識をしたものでございます。

また、第1契約の候補アドバンス社について、どんな独自案が提案されているのかということで、いわゆるその設備の圧縮以外のところについてのご質問がございました。こちらにつきましては、先ほどご説明差し上げました通り、もともと中長期で提案しておりましたインバウンドの対応でございましたり、グリーンシーズンの対応でございましたり、そういったところにつきましては、中長期計画の内容に沿って様々ご提案をいただいて、その評価も高かったという状況でございますけれども、それ以外の独自案といたしましては、先ほど説明しました圧縮ってところが主なポイントになってくるのかなと考えております。

また、応募者Cについてのご質問がございました。こちらにつきましては、選定に至らなかった事業者の提案内容については、公開することで当事者に不利益が生じる可能性もございます。元々公開前提での応募提案でございますので、内容につきましては回答を差し控えたいと思いますけれども、ただ選定委員さんの方からは、全くダメということではなくて、やはりそこも評価できるというような内容での評価点はあったところでございます。以上です。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） はい。2 点目、3 点目については大体理解しましたが、結局、90 億円というかなり大きな設備投資が示されているわけですが、中長期計画には、それを圧縮することによってということですが、果たしてそれはこれからのことですから、こういう質問はいけないかもしれませんが、本当に実現可能であるのかどうなのか、もう一度お聞きしたいと思いますし、さらに、指定管理納付金についてですね。これについても、協定書の方でより話し合いの結果、多くなっていくということですが、最初の計画から見ると 10 倍ものギャップがありますかね。3 億 8,000 万円と、それから中長期計画では 30 億円という大きな開きがあるわけですが、この開きが本当に縮めることができるのかどうなのか、かなり懸念しておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 1 点目、2 点目につきまして、中長期計画の計画内容に対しての実現の可能性のご質問だったかと思います。

こちら、実現可能性につきましては、具体的内容の精査につきましては、これからの

部分もございますが、先ほどご説明差し上げた中で、内容につきましては十分に検討に値する内容であると考えております。ただ、事業者の提案をそのまま実施するというものではありませんで、町としての考え方、中長期計画の元々の考え方と照らし合わせて検討を今後進めることができる内容なのかなというふうには考えてるところでございます。

また、その圧縮とプラス収支の計画向上というようなところもまだ上積みができる部分はあるのかなと考えておりますので、町としてもそういったところには密接に関わっていければと考えているところでございます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 補足をいたしますけれども、先週の全員協議会の時も同じような説明をしたかもしれませんが、その中長期計画というのは、たくさんある計画の中でも、どちらかというとそのビジョンよりなものであります。

で、今回の指定管理納付金の額に関しましても、事業者から計画を読み解いて、事業者が実際に大山のスキー場を経営したことはないけれども出してきた数字というところでは、で、実際これを中長期計画の内容に近づけていくために、今後、その単年度の収支計画であったりとか投資、設備更新をどういうふうに行っていくのか、そういった経営計画、実施に近い計画の部分を、これは事業者だけではなくて、また町だけではなくて、両者でしっかり綿密に協議をしながら詰めていくという作業が今後出てくるというところであります。

その中で、実際に中長期計画の数字とどこまで近づけられるのか、あるいは、近づけられないと仮にするとすればどういったところを見直すとかというのは、今後の両社での綿密な協議の上で出てくる新たな計画の中で議論をされるべきポイントだというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉原美智恵君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 議長、9 番。

○議長（吉原美智恵君） 9 番 池田議員。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 1 点お伺いします。

今回、再公募となりまして決まったんですけれども、1 回目の時は町の方角性と中長期計画のぶんがそぐわないということで、今回再公募でという流れなんですけれども、その再公募にあたって、どのようにこの応募要綱を修正されて今回の契約に反映、今回の交渉に反映されているのか、具体的に説明をお願いいたします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。先日、17 日の全員協議会の時に、資料で比較表

というのをお出ししております。あの中にありますのが、いわゆる評価の細分化した項目でございまして、前回の時に比べまして、中長計画にそぐった内容であるかどうかということを選定委員さんの方でも評価しやすいようにかなり細分化して評価項目を作っております。

そういったところの細分化を含めて、より客観的な評価をしてもらえるようにして評価の透明性を高めているということが1つでございますし、また、前回、役場内部の審査委員が半分を占めていた選定委員会につきまして、内部の委員について1名、役場の職員について1名とすることによって、それ以外については外部委員というような形で、より外部の意見が入るような形での選定を行ったというような取り組みを行ったところでございます。

○議員（9番 池田 幸恵君） すいません、今回の・・・

○議長（吉原美智恵君） すいません、9番、池田議員、答弁漏れですか。それとも再質問、質疑ですか。

○議員（9番 池田 幸恵君） いや、答弁漏れだと思うので、ちょっと聞かせてください。今回の契約には、それはこの体制であって、契約の方には何か、内部で反映されたことはありませんかってお伺いしたので、そこをお願いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 選定のところまでの経過はご説明差し上げた通りです。

で、選定後、第1位のところと契約交渉をするというような方向で町としても決定をいたしまして、そこと契約交渉した結果、仮協定を締結して、皆様に今議案としてお示ししているというような状況でございまして、そこまでの、その選定から契約までのところで特に透明性がないような取り組みをしたということは、今のところ認識しておりません。

○議員（9番 池田 幸恵君） 議長、9番。

○議長（吉原美智恵君） 9番 池田議員。

○議員（9番 池田 幸恵君） 今日、他の議員さんの質問に対しても、あくまでも中長期計画は目標であって、そぐわない場合は変わっていくとあったんですね。で、細分化して決められたことは今回反映されているということなんですけれども、そういうふうにならなくて後からやってみて変わるのであれば、そこまで再公募する必要があるのかなって皆さんへの答弁を聞いて感じましたが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（吉原美智恵君） 質疑ですので。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。先ほども少し中長期計画との整合性についてはご

説明差し上げておりますけれども、中長期計画のいわゆるその考え方については町としても堅持していくと。それに対して選定委員さんの方も、選定委員会の中で評価いただいた時、それからプレゼンや質疑を経て事業者の考え方を確認された結果、選定委員さんの方でも内容が中長期計画にそぐっているということで、評価をいただいたというところが、まず町として、交渉相手として適であるというふうに決定した大きなポイントでございます。

議員が、今ご説明いただきました最初に比べてというところで、1月の選定委員の結果のことだと思いますけれども、そちらの時には、選定委員さんの方から、まず事業者の事業内容のヒアリング、それから質疑応答を経て、やはりこの内容では中長期にそぐっていないというようなところでの付帯意見をいただいたところでございます。

この度は、選定委員さんの方からはそのような付帯意見はなく、中長計画にそぐった内容であるというような評価をいただいたところでございまして、町としてもそのような内容で認識をしているというところでございます。

○議員（9番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 9番 池田議員。

○議員（9番 池田 幸恵君） で、そのような大切な中長期計画に基づいて提案されたことの内容、っていうことは、中長期計画っていうのはすごく今回の交渉に関しては重たい意味があるのかなと感じておりますが。で、だからこそ、ほかの議員さんの質問に対して、中長計画にそぐわない場合もあるっていう答弁があったりとか、それによって適宜変わる場合もあるっていうような計画の重さというのであれば、再公募までいかなくてもよかったんですかねっていうところを先ほど聞いたんですけれども、噛み合っていないのかなっていうのをちょっと感じました。

で、どっちにせよ、ちょっとこういうふうな大きな案件って今まで結構揉めてきてるんですよね。山の駅もそうでしたし、今のアウトドアライフ構想、上の今建設予定のとなんですけれども、やはりこう皆さん、都度都度しっかりと公にさせていただけると、すごくこう私たちも胸張って決めやすい、なんですけれども、なんで今回、前回、ずっとこういうような形で揉めていくんだろうかなと思うんです。

で、前回も選定委員さんの議事録を見せていただいた時も確認したところ、抜粋で、ほかの議員さんからも、なんで得点がいいのにこんなに否定的な意見が多い内容なんですかって質問が出ました。そういうものの積み重ねが今こういうふうな形に繋がってるんじゃないかなと感じるんですが、本当にこう公金を使って、町の行事っていうことは、町がやっていくってことは、やっぱり公金使ってやっていくので、本当にこういうふうに決まったことが、なんかこう課長の答弁で疑問が出てくるような形って良くないと思うんですけれども、本当に中期計画はあくまでもそれに沿った内容でやっていく、本当にこう、天災とか何かあった時はこう変わっていくっていうような、こう説明があると

なんとなく理解はできるんですけども、本当にそぐわなかった場合もあれば変えていくって、こう軽い返事のように感じてしまうんですが、その辺り、中長期計画の重みと
いうのをもう一度説明していただけますでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。担当課長の答弁で分りにくかったら大変申し訳ございませんけれども、まず、その再公募した理由に関してはこれまでも説明をしてきたところであります。1 番の懸念点としては、先ほど課長が申し上げた通りでありまして、町の作ったスキー場の中長期の計画に対して全体的に否定的な考えだったということで、そこが審査委員さんの中でも懸念点だったということです。

つまり、大事なこととしては、やはり町としては中長期計画を大切にしていますので、このビジョンに沿って一緒にやって行ってもらえる事業者なのかどうか、ここが 1 番大きなポイントだと思います。

もう既に計画を見た段階で方向性が違うというふうに言われた事業者とスキー場運営をしていくというのは非常に厳しいものがあるという懸念から、前回の公募の際には審査委員からそういう附帯意見がついたというふうに認識をしております。

一方で、今回の公募にあたりましては、やはり中長期計画の大切さというものを改めて重点的に審査をしてもらいながら事業者の提案を見極めてもらったということですけれども、中長期計画を何か変更するというのは、根本的に中長期計画にうたったものを一切やらないというような変更するというようなものではなくて、中身の細かな数字ですとか細かな事業について多少変更していく必要もあるかもしれない、大きな流れとしては中長期計画はそのまま走っていくというような認識でありますので、決して中長期計画を軽んじているわけではないというところでございます。

これは、スキー場の経営のみならず、行政が行う様々な、特に中長期の計画になればなるほど、当初説明のために必要だったビジョン、方向性、それに補完するような数字だったり細かな事業内容、こういったものは、方向性は変えないんですけども、進めていく上で周辺の状況等が変われば、数字や細かな事業内容等については修正を行いながらやっていくというのが一般的な行政の運営をしていく上での計画の扱いでありますので、それらの計画となんら変わるものではないというところでございます。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、指定管理者の選定結果についてお尋ねしますが、ここまで何人課の方が質疑をしておられましたけれども、今回、町としては、指定管理者に大山町スキー場運営中長期計画に沿ったスキー場運営を求めています。町長の方からも今説明がありましたけれ

ども、基本的にはしっかりと町の方で設備投資をしていくと。中長期計画では 90 億、約 90 億という金額も上がっているところでございますけれども、それについて 10 年間で 30 億円程度の指定管理納付金を見込んで、その財源としていくという計画でございますが、今回の事業者の提案でいきますと、10 年間の指定管理納付金の見込みは、改めて言いますけど、3 億 8,000 万、町が当てにしている 30 億に対して 3 億 8,000 万の提案ということで、もうこの時点でですね、中長期計画に沿った提案になっているとはいえないのではないかと感じるわけですが、この辺りのご説明をいただきたいのが 1 つ目です。

それからですね、関連して、先ほど池田議員も触れておられますけれども、再公募の前、前回の公募で契約に至らなかった事業者の提案は、中長期計画に沿っていないということから指定管理者としての適格性に疑念があるとされ、契約に至らなかったわけですが、その前回の提案と今回の事業者の提案とで大きく違うのはどういうことなのかということのご説明をいただきたいと。

それから、今後のスキー場の経営についてお尋ねするわけですが、皆さんが心配しておられるようにですね、町は大規模な投資をしていくのに、それに見合った指定管理納付金が入ってこないのではないかと、このところでございますが、今、担当課長なり町長としては、基本的にはこのまま中長期計画に沿って進めていくというふうな説明だったと思いますが、そうするとですね、どうしても町の一般会計からの持ち出しなしには運営できなくなるというふうに感じるわけですが、この辺りの実現可能性についての説明をお願いいたします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光課長、重複していますので、答弁できるところで答弁してください。

○商工観光課長（源光 靖君） 答えが重複しましたら申し訳ございません。近藤議員のご質問にお答えいたします。

今回提案の事業者提案の中で、中長期計画に沿った提案になっているのかどうかというところが、ご質問の内容だったかと思います。

まず、先ほどもご説明差し上げておりますが、収支基準額の算出に用いる割合について、事業者から総収入の 5 パー提案されたものを契約締結協議の中で 3 パーとしたというようところで、まずは今の段階で収益の向上を図っているというところを含めまして、今後も事業者と協議を行いながら経営改善等による収益向上に取り組むというようなことを町として対応していければと考えております。事業者、町が密接に関わりながら、指定管理納付金の納入額が十分に確保されるような取り組みを今後行っていくというようことで、中長期計画になるべく近い形になるような整合性を今後確保していければというふうに考えているところでございます。

それから、中長期計画に沿った内容でないというようなところの関係で、今回、それから前回の提案の中で違う点についてのご質問だったかと思います。

こちらにつきましては、前回、公募で契約に至らなかった事業者の提案につきまして、選定委員の方からは、ご指摘の通り中長期計画を無視していいのかというようなことでありまして、プレゼンの中で中長期計画を否定されているというような意見もあったところでございます。

そういった懸念が示された提案内容ということであって、その時には契約締結にまでのその懸念が払拭できないというようなところで、町で判断しまして、あのような対応をさせていただきというところでございます。

で、今回の再公募において選定された事業者の提案につきましては、選定委員会におきまして、基本的に中長計画を踏まえた提案内容になっていると。基本的にというところで、いわゆるその指定管理納付金の中長計画の計画と乖離があるというところは皆さんにご指摘をいただいているとおりでございます。

で、それに対して選定委員会の方からも、そこについては効率的、効果的な取り組みとなるよう事業者と町で協議をしながら進めることということの付帯意見をいただいたところでございまして、この点が前回と今回の大きな違いであると考えているところでございます。

そして、実現可能性についてご質問いただきました。こちらにつきましては、先ほどからご説明差し上げております通り、数字の面で見た場合、中長期計画、今示しておる内容について、数字から取り組み内容まで含めて全てが合致した内容での実施というところは必ずしも難しい部分があるのではないかと考えております。

ただし、ご説明差し上げておりますように、例えばインバウンド対応とかグリーンシーズンの取り組み、また収益改善というようなところも含めまして、あと設備更新等のところも含めまして、方向性としては選定委員会の方から意見をいただいている。このような意見をいただいているところでございますので、そのなるべく近い、計画に近い取り組みになるように、町としても十分に関わっていければというふうに考えているところでございます。以上です。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 1 つ確認なんですけどもね、その指定管理納付金が 10 年間で 3 億 8,000 万ぐらいの提案ですけれども、この 3 億 8,000 万の提案の中には、土地の賃借料分だったり、各種保険にあたるところは含んでいるかいらないのかというところをまず教えていただきたいと思います。

それからですね、契約にあたってですね、取り分のところを 5 パーから 3 パーに減らして指定管理納付金が増えるようにしたというような説明でございましたけども、おそ

らく 2 パー変わったからといって、これ 1,000 万あるかないかじゃないかと思うんですけども、その影響額はどのぐらいなのでしょう。

年額で 1,000 万程度であれば、到底 30 億にはほど遠い、焼け石に水ぐらいのことにしか感じられないので、やはりその中長期計画にそぐっているとは言い難い、これは変わらないのじゃないかなというふうに感じられます。その辺り補足の説明をいただきたいと思います。

で、結局、中長期計画に沿って進めていくと、やはりその町の持ち出しが必要になってくるのではないかといったところの回答が十分にされていないように感じるわけですが、最初、小林議員が協定書の 14 条のことについて質疑をされました。14 条、その管理施設の改修等ということですね、要は、リニューアルについての改修費用、それから撤去の費用は町が負担すると、中長期計画に基づいて町がやるというふうに書いてあるわけです。で、それを本当に実施するかどうかは議決云々ということの答弁をされましたけども、やはりここで気になるのは町とその事業者の関係です。小林議員も言われましたけども、投資するにあたって、予算が議会を通らなかった場合ですね、これやはり事業者に対しては契約不履行に当たるのではないかと。そうすると、それによって事業者が損失を被った場合、これは町がその損失に対して補填する義務が生じるのではないかと。その辺りの法的な解釈についてご説明をいただきたいと思います。

それからもう 1 点、今回の事業者とは、中長期計画に沿ったような、中長期計画の実現に向かって双方努力していくというような答弁もあるわけですが、まあ池田議員も指摘されてましたけども、そういうことなのであればですね、最初の事業者、1 月の選定の時の事業者とも歩み寄りができたのではないかと。大山スキー場の持続的な経営のためにですね、より良い方向を協議しながら進めていくことができたのであれば、当初の予定通り、令和 7 年度中に事業開始ができたのではないかとというふうに思うわけですが、その辺りの経過についてのご説明をお願いいたします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、納付金の内容についての問い合わせがございました。納付金の中には、土地の賃借料、保険料につきましては、支払った後、経費としても計上した後に、町側の方に指定管理の納付金がこれぐらいあるということで見込んでおられるものでございます。

それから、契約について、収益の部分で 5 パーから 3 パーに変更になるということで、これの影響額ということですが、お見込みの通り、おおむね年額 1,000 万程度なのかなというふうに今のところ見込んでいるところでございます。

それから、町の持ち出し可能性というところでございますが、こちらにつきましては、中長期計画の通りの金額でいきました場合には、財源の工夫がなかなかしどころがなく

なってくるという状況かと思いますが、現在のところ、いわゆるその指定管理納付金財源でございましたり、それから、例えば他にその時の有利な財源等があればそれを活用しながら整備というような方向で考えておりますので、今の時点での一般会計からの繰り出しというようなところは想定していないというところでございます。

また、施設改修について、町負担の関係で契約不履行、町と事業者の関係でなる可能性があるのではないかとこのところではございましたが、こちらにつきましては、先ほどご説明差し上げております通り、まず不履行になる前に、まずその計画立てをするときに、協定の第 43 条の方で町と事業者で協議の上、協定の規定を変更することができるというような、甲乙協議の上というような要項を設けております。

これによりまして、不履行にならないように事前に協議ができるものと考えておりまして、これは、そういった内容を整理するときに事業者と十分に協議をすることが可能になるような中身で整理しているというところでございます。

それから最後に、前回の選定の結果で、前回 1 位だった事業者のことかと思いますが、と歩み寄りができたのではということでのご質問だったかと思いますが。前回の選定の結果、選定委員会の方からは町の方に、第 1 位はこの事業者であるということに合わせて、付帯意見として、町が契約するにあたっては事前に必要な資料等を取った上でというようなところで、まず契約締結、契約交渉の前にそういう作業が必要だということで付帯意見をいただいていたところでございます。

それに対して、前回は、町の方で様々事業を追加で取り寄せた上で、改めて選定委員さんの意見を聞いた上で、まず契約交渉に進むには、例えば住民説明とかということを考えて場合、このまま契約締結に進むことは懸念が残ると、払拭できないというようなところで整理をした上で、再公募ということの整理を行ったところでございます。以上です。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。これまで説明があったところについては、了解してください。

○議員（14 番 近藤 大介君） 重要な事項が変更になるところについては甲乙協議してというようなことを説明されましたけれども、結局、そこが折り合わない場合、結局、町にはその損失をまあまあ賠償する義務が発生してくるのではないかとこのところについてはご回答がなかったのかなと思いますけれども、要は、そういうところまで詰めていないということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、前回の公募にあたっては、その懸念が残るところについて、書面かなんかで回答を得られたようですけれども、結局、そこで懸念を解消するために前回の第 1 候補者と内容を協議して、今日内容を詰めたという事実はなかったというふうには聞いているわけですが、そういった努力、なぜされなかったのかなというふうには感じる

わけですけども、その辺りの経過を改めてご説明をお願いいたします。

はい、以上にしておきます。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、重要事項変更に関するその町に賠償がという部分については詰めてないのではないかとというご質問だったかと思います。こちら、今後の施設整備につきましては、どういうふうにしていくかというのを改めて事業者と現実性、それから効果的効率性というようなところ考えて、再度整理というようなところも考えております。それをしていく中で、事前に協議を行いまして、どういうリスクをそれぞれが負うのかというようなところを含めて整理をしていければと考えているところでございます。

それから、前回のいわゆるその選定からその後の経過までのところにつきましては、2月に全員協議会で1度、議員の皆様の方にはご説明差し上げておりますけれども、前回、選定委員会が行われた後に、得点順位1位の事業者が決まったのと合わせて付帯意見をいただいていたというところ、それに対して応募事業者へは、選定委員会の結果通知はいたしました、合わせて追加資料の要求をしたというところでございます。

その他の追加資料の内容を選定委員さんの方にも再度見ていただいて、意見聴取を行った上で、顧問弁護士等にも相談を差し上げた上で、懸念が残ったままの契約については住民に説明ができない状況というのは問題があるということでの指摘もいただきまして、締結契約交渉に入る前に、再公募ということの判断を町としてはいたしたというところでございます。以上です。

○議長（吉原美智恵君） はい。また質疑があるようですけれども、ここで10分休憩いたします。3時50分再開いたします。

午後3時40分休憩

午後3時50分再開

○議長（吉原美智恵君） 再開します。

議案第62号の質疑を続けて行います。質疑ありませんか。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長、5番。

○議長（吉原美智恵君） 5番 西本憲人議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 多くの議員がもう既に質疑されているので、できるだけ被らないように。

今回募集を行い再募集に至った経緯に対してですね、計画に合っていない、中長期計画に合っていないってことと、中長期計画を否定的だったということを先ほどから説明いただきました。これ、合ってるかどうか、もう一度確認させてください。

2つ目は、多くの議員が指定管理納付金が当初の予定の約10分の1ぐらいしかないよ

っていうことに質疑があったと思います。ずっと聞いててですね、つまるところ、これはもう既に計画が破綻してるんじゃないですかってことを多分多くの議員が感じてるんじゃないかなってこと、ストレートに聞かせてもらいました。これに対して、もうこの募集と選定と中長期計画の整合性について、計画破綻してるってことに対して、そうなのか、そうじゃないのか端的でいいのでお答えください。

3 つ目、投資計画、こういうのにあたってですね、一般財源を繰り出すことになるんじゃないですかっていう、いわゆるこういったことの責任の所在を明確に教えてください。これが今まで聞いてた中でよく分りません。

ビジョンマップ、ビジョン計画だからというような説明が先ほど出てきました。この後、実施計画になったことも想定して、責任の所在を教えてください。

4 つ目、全部で 5 個聞きます。4 つ目、そもそもこの中長期計画って名前が何度も出てますけど、これ関連するんで聞かせてください。そもそもですね、このスキー場を今後も継続するかっていうような正式な意思決定はこれまでに行われていますか。合わせて、中長期計画がありか、なしかっていうですね、そういったことはまだ議会でも図られたことは 1 度もないんですけど、もちろん住民の声も今回全く入っていない計画です。だけど、行政としては中長期計画に基づいてっていうことをずっと言われてると思うんですけど、この現状、どういうふうに精査されてない状態で、精査が別に行われているかいなか、この辺も教えてください。

最後、情報公開という意味ですけど、今回、事業者提案について町民に対してどの範囲まで公開するのか、時期も含めて明確にしてください。6 点お願いします。5 点かな、すみません、5 点。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、業者選定の中長期計画との整合性についてのご質問ございました。

こちらにつきましては、選定委員会の方から、事業者提案について付帯意見でございますが、基本的に中長期計画を踏まえた提案内容であるということのご意見をいただいているというところでございます。

それから、指定管理納付金の中長期計画との整合性についてご質問いただきました。破綻しているのではというところでのご質問いただいたところでございますが、実際の指定管理納付金の金額につきましては、先ほどもご説明差し上げましたとおり、基本協定書の 22 条に記載のとおり、各年度の剰余利益等を基に算出をして、収支基準等の算出に用いる割合等の数字等を調整しながら指定管理納付金を決定するものでございます。収支基準額の算出に用いる割合については、先ほどご説明差し上げておりますとおり、協定締結協議の中で総収入の 3 パーセントというところで合意しまして、指定

管理納付金の見積もりよりも多くなるのを見込んでいるというところも先ほどご説明差し上げた通りでございます。

で、そういったところの取り組みを含めまして、今後、経営改善による収益向上に取り組むことが重要と考えておりまして、事業者、町が密接に関わりながら、指定管理納付金の納入額が十分に確保されるように取り組むことで、中長期計画との整合性をなるべく中長期計画に近い形で確保していければというところを事業者と町で協議していればと考えているところでございます。

今後のスキー場に対しての町の投資計画について、責任の所在というところについてご質問ございました。町といたしましても、スキー場運営の経営改善に密接に関わりまして、指定管理納付金の納入額が十分に確保されるように取り組んでいくことと並行して、国等の制度を最大限に活用して財源の確保に努めながら、事業者の知見やノウハウを生かした、例えば見積もり等によるコスト削減でありましたり、必要な投資等の圧縮について、事業者と協議しながら進めるような取り組みの整理をしております。その中で、その結果、予算化の時には十分に議員の皆様にも内容をご説明差し上げながら、議決いただきましたら進めたいというふうに考えているところでございます。

また、中長期計画について、いわゆるその意思決定等のところについてご質問がございました。こちら中長期計画につきましては、事前に取り組むという内容について、議員の皆様にはご説明差し上げたところでございますが、その後は、経過説明でございましたり、最終的にはこういったところというようなところの資料について説明をいたしましたところではございますが、いわゆる議決事項というところとは異なる内容でございまして、中長期計画について議決は取っているわけではございません。

また、情報公開についてご質問がございました。こちらは、事業者については、いわゆるこういう選定の場合、第1位までの事業者について公開をしております。例えば、その後に第2位の者と交渉というようなことになった場合は、それも追加で公表というようなところの可能性はございますけれども、通常は、プロポーザル方式等の場合、第2位以下、第1位以外のところについて公表はしておりませんので、それ以外の公表の必要な場面になりましたら都度協議と思いますが、基本的に積極公開はしていないという状況でございます。以上です。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長、答弁漏れです。

○議長（吉原美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） はい。1番最初に聞いた再公募のことに対してのことは何も答えられてません。

2つ目のですね、計画破綻なんじゃないですか、破綻してます、してません、2択で答えてくださいって言うんですけど、長くて頑張りますっていう答弁に聞こえました。全くこれも答えになってません。

3 つ目の責任の所在もよく分らなかったんですけど、今後の議決で決めたいっていうように聞こえました。合ってますか。

4 つ目の前提の話です。中長期計画の話がありましたけど、スキー場の継続を今後もあるかどうかの正式な意思決定はこれまでに行われていますか。これは答弁漏れです。

情報公開の件は了解しました。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

まず、再公募の理由として、1 番最初の公募の段階で、事業者が中長期計画に沿った提案じゃなかったというところでは、これは選定委員会の中でもそういった発言があったというような記録を基にしておりますので、事実であります。

それから、計画が破綻しているのではないかとありますが、これは計画通り行っておりますし、これからも計画通り行っているものであります。

それから、投資計画等の責任の所在ですが、基本的には、設備関係、施設の改修、更新等については町側が責任持ってやるというところでありまして、少し前の質疑の中でもありましたけれども、リスクの分担、どっちがどれぐらいリスクを持つのかというところで答弁させていただいたとおりのリスクをお互いに持ちながら事業を進めていくというところでございます。

それから、スキー場を継続するという意思決定をいつしたんですかというお尋ねがありましたが、昨年秋に事業者をまず公募する際に、そしてスキー場全体、中の原以外の3 つの民間のスキー場を受け入れる際に、索道の関係の条例改正を行っておりまして、この時にも、中長期計画の中間報告を基に説明をしながら、議員の皆さんにご理解をいただいて議決をし、条例を改正したところでありまして、その時点でスキー場を継続するという町としての意思決定は完了しているというふうに認識をしております。

また、事業者の情報公開の部分に関しましては、町としましては必要な情報公開はしていくというところでありまして、一方で、その個人情報や企業秘密にあたる企業の情報等に関しましては、当該事業者が公表を望まなければ当然公表はできませんので、そういういったところの兼ね合いは当然出てくるというふうに認識をしております。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5 番、西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） はい。再公募については理解しました。

計画破綻はしていませんということでした。選定委員会さんがですね、出していただいたやつを町がまとめていただいているのを見ると、今後の目指す形、事業計画は現実的だが不足、収支計画も現実的だが設備投資に対する利益としては不足って書いてあります。どっちを信じればいいんでしょうか。ちょっと町が言っていることと、選定委員

会さんの言ってることが違うのかなっていうふうに思います。この辺りを見て、おそらく多分たくさんの議員が、これ破綻してるんじゃないかなっていうふうに思ってるのかなというふうに感じてるので。計画通りですし、これからも計画通りっていうのはどの辺りを見て言ってるのか全然分らないっていうのが、この今1時間ちょっとぐらいかけて行ってきた時間のことですね。

責任は、町が責任を持つっていうことと、4つ目のですね、これが僕はちょっとちゃんとできてないので、こういう話になってるのかなと思ってるんですけど、今後スキー場を継続するかどうかの町的意思決定は完了してますってのは、当然そうでしょうねって言うんですけど、合意形成、議会であつたり住民さんに対しての合意形成はできてますかという、そういうことを聞いてます。その辺りがまだ決まってないんじゃないかなっていうふうに思います。お願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず、その計画に沿った項目を細分化をして選定委員の皆さんに評価をいただいたりというところではありますが、それぞれいい点だった項目や、あまり点が良くなかった項目あると思いますが、全体的には総じて中長期計画に沿った内容であるというのが選定委員会全体としての付帯意見でありますので、おおむねご懸念の部分は選定委員会の中でもクリアをされているものというふうに認識をしております。

また、スキー場を継続していくという意思決定はできているという話ですが、合意形成ができてないじゃないか、住民、議会がどういうふうに合意形成をしたのかというお話ですけれども、昨年の条例改正の際に、スキー場全体を町で譲渡を受けて、1つのスキー場として運営をしていく方針をお示しをした上で、またその前段としては、全体のスキー場を町で運営をしていくためにも中長期の計画をまとめる必要があるということから、外部の専門的なところにも伴走支援をしてもらいながら計画を作っていたところであります。

その上で、条例を議決いただいたというところは、住民の代表であります議員の皆さんにご理解をいただけて、町民の意思決定として合意形成ができて議決をいただいたものというふうに認識をしておりますので、条例改正が可決をされた段階でスキー場は継続をしていくというのが町の方角としては決められたという部分であります。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人君） 計画には沿っているというような話でした。これだけじゃあ最後に教えてください。

指定管理納付金ですね。これから収支改善ができるように、実施計画を含めて、町と

協力してやっていきますってことだったんですけど、いわゆるこのお金の部分が予定の10分の1だったことが1番引っかかっているわけです、皆さん。この辺が安心できる材料をもう少し丁寧に説明してください。今まで複数の議員が質問した中で同じ話が出てますが、5パーが3パーだとか、今後の収支改善とかって言われましたけど、それだけじゃ改善できないぐらいの差がありますよねってところが選定委員会さんも議員も話しているところです。ここをちょっと最後ちゃんと説明してください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。まず、中長期計画の設備投資額に対して、その一定額を指定管理納付金で賄うという計画であります。その計画の指定管理納付金の額に事業者が一方的にプレゼンテーションをしてきた金額が達していないのではないかと、いうご質問ですが、これはあくまでも事業者が現計画を見て公募に必要なものを事業者なりにまとめたものの結果というふうに受け止めをしております。

大事なものは、額ではなくて、その契約による、中長期計画の中でうたっている総収入、いわゆる売り上げの何パーセントを事業者が受け取るのか、そして利益の何パーセントを受け取るのかというところが非常に重要なポイントでありまして、このパーセンテージにつきましては、中長期計画の割合と同じ率で仮契約ができているというところがあります。

額に関しましては、この中長期計画の率が中長期計画と同じであれば、そこからの収支改善によって総収入、あるいは利益を増やしていけばおのずと上がっていくものだというふうに思っておりますし、そういうものでありますから、これからは、事業者が決定をすれば、事業者の一方的な提案とか事業者が勝手に経営をするわけではありせんので、町としても中長期の計画に沿った内容になるように、単年度の収支計画であったり、あるいは中長期ビジョンに基づいた投資の計画であったりというところをより実現可能性の高いレベルで取りまとめをして進めていくというところがあります。

その中には、事業者の提案の中にあった独自の設備投資の投資額の圧縮というところで、数十億の圧縮ができるんじゃないかという提案もありましたが、その実現可能性も合わせて検討することによって、例えば、指定管理納付金は、中長期計画の必要額30億に少し足りなかったけれども、全体の投資額としては抑えられたので、計画としては回りますよね、こういう絵も当然あるんだと思います。そこを詰めていくのは、これからの事業者が決定した後の町と事業者での協議による部分でありますので、今いいか悪いかというところを論じるのは無理があるものというふうに思っております。

今後、事業者を決め、町としてしっかり事業者とともに計画の達成に向けて話し合い、皆様にご納得いただける計画をさらに細かく示していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉原美智恵君） はい。ほかに質疑ありませんか。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長、8 番。

○議長（吉原美智恵君） 8 番 加藤紀之議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 私、通告してませんけども、いろんな方がいろんな質疑をされて、いろんな答弁、たくさんの答弁から返ってくるので分かりにくくなってしまったので確認をさせていただきたいです。

毎年度、指定管理納付金が事業者から納入されます。で、それを索道事業基金に固めますよね。で、貯めたものを、中長期計画の核となる部分というか理念となる部分というのか持続可能なスキー場となるように町側は投資していくという認識でよろしいですかね。イエスカノーで答えていただければと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。イエスカノーですね。イエスです。

○議員（8 番 加藤 紀之君） わかりました。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「議長、2 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） はい。討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（2 番 小林 直哉君） 議長、2 番。

○議長（吉原美智恵君） 2 番 小林直哉議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） 2 番 小林直哉です。

反対の立場から討論させていただきます。

今回の大山スキー場の指定管理者の選定すが、今後の大山スキー場を運営していく上で非常に重要な要素だと考えております。そもそも町営でのスキー場運営においては、中長期計画に示されるように、冬季のみならず通年型のマウンテンリゾートとして指定管理者が運営することが実現すれば、観光業をはじめとした町内産業の振興に大きく寄与するものとなり得ます。

その反面、町が大きな投資リスクを背負う事業でもあり、また、スキー場運営は大規模なビジネスでもあります。他の観光地との競合、他の娯楽との競合に勝ち続けないと、町として大きな負債を抱えることとなります。

実際に運営してみないと分らない部分が多々あることは承知しております。しかし、リスクを減らすために、昨年度まで、現状の運営データを集め、リサーチ、マーケティング

ングなどを専門業者に依頼し、多くの時間と 1,000 万円以上の費用をかけて作成されたそれが今回の中長期計画です。これは、コストに見合うある程度の精度を担保したものになると私は考えていました。

しかしながら、今回の選定において、指定管理納付金の額に計画と大きな差異が出たことで、中長期計画の制度に疑義を抱いております。指定管理納付金は利益が基になっております。ビジネスにおいて利益は最重要要素の 1 つであります。これに大きな差が出ていることは決して軽視できません。

町長は、合意した率が重要であり額については現時点では重要でないというご答弁されましたが、やはりこの利益見込み額というのはビジネスをする上で非常に重要な数値と考えます。

そのように制度に心配が残る中長期計画ですが、やはりこの現時点でですね、指定管理の協定書を見ても中長期計画の影響力というものは大きいです。ですので、今回選定された事業者との協議や、中長期計画を昨年作成時に集めたデータの再精査を行い、中長期計画の見直しを早急に行う必要があると考えます。

中長期計画と事業者の示した指定管理納付金額の差異が小さいのであれば、答弁であったようにですね、中長期計画はあくまでビジョンであるという前提のもとに調整をしながら前に進むというプロセスはあり得るかもしれません。

しかし、今回の差異はやはり無視できるものではないと私は考えます。選定事業者の意見を踏まえたスキー場運営の見通しを中長期計画を訂正することではっきりと示された上で、本件は先に進めるべきと考えます。

以上をもって、私は原案に対し、反対の立場を表明いたします。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（3 番 近藤 隆博君） 議長、3 番。

○議長（吉原美智恵君） 3 番 近藤隆博議員。

○議員（3 番 近藤 隆博君） 私は、本件に対して条件付きで賛成の立場で討論させていただきます。

大山スキー場は、長年にわたり本町のみならず、鳥取県の西部地域の重要な観光資源として地域経済を支えてきた拠点です。ここで本議案を否決し、事業者の選定を白紙にするとすると施設の維持管理費の町負担期間が伸びてくると。さらに、指定管理者が、じゃ決まったとなったとしても、その準備する期間が短くなってしまう。下手をしたらスキーの開始がさらに遅れてしまうとなると、納付額ももちろん下がってくる面もありますし、そこの大山町の宿泊施設、飲食業にも打撃を与える可能性も懸念されます。で、この地域経済への負の波及を防ぐためにも、新たな指定管理者への移行を進めること自体は賛成といたします。

しかしながら、本議案の仮基本協定案及び仕様書には、将来、町に過大な財政負担や

リスクをもたらしかねない懸念がまだ残されていると考えています。

したがって、町が事業者と正式な本協定を締結するにあたっては、これから挙げます3点、しっかりと見直していただきたいなという思いで、条件付の賛成といたします。

1 つ目はですね、不可抗力による損失補填等事業者が負うべき事業リスクの境界線を明確にすることです。仮協定書案第 30 条では、不可抗力によって事業者に発生した損害、損失や増加費用を合理性が認められる範囲で町が負担することとなっています。暖冬や冬雪不足などが不可抗力に該当しないと先ほど担当課から答弁がありましたが、この天災は不可抗力による損失に該当しないとしっかりと明記しておくべきです。あくまで口約束、口で話した、協議したで終わらせるんじゃないで、この基本協定ですね、とても優先順位の高いものです。故に、そこにしっかりと明記するべきだと考えます。

2 つ目は、最終年度における繰越保証金に関する町のリスク対策を明記することだと思います。本契約では、事業が赤字となった場合、最低保証基準額である年間 600 万円と赤字額の合計が繰越保証金として翌年度に持ち越される仕組みとなっており、町が将来的にその負担を背負う恐れがあります。仮に想定外の事態により赤字が継続した場合、指定管理期間の最終年度に町が巨額の清算を責められる可能性があります。

現在、最終年度の精算方法は協議とされているのみであり、最悪の事態を想定した町の負担上限や、損失が拡大する前に契約を見直すための具体的な対策、いわゆる出口戦略を協定書に記載するべきだと思います。

3 つ目は、仕様書で定められた違約金規定を本協定書に確実に記載することです。仕様書第 12 条には、事業者の責により指定が取り消された場合、違約金を支払うことを協定書に規定するものとする明記されています。

しかし、現在、仮協定書案には、事業者が町に支払う違約金に関する明確な条項が見当たりません。先ほども担当課から説明があった 11 条において該当するとの話でしたが、仕様書 12 の（１）イには、協定書に規定するとそもそも書かれているんですね。ですけれども記載がないと。そんなことはないと思うんですけれども、事業所がもし無責任に撤退しましたとなった場合、町の負担を抑えるためにも重要な担保規定、そしてこの条項を協定書に確実に盛り込むべきだと考えます。

以上、私は、周辺地域経済の火を消してはならない、何も生まない町の財政負担、要は施設の維持管理等ですね、これは何も生まない財政負担なので、これらをなるべく減らしていく、そのために本議案に条件つきで賛成するものです。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 反対討論をいたしますけれども、まず最初に、大山スキー場の指定管理者の公募に際し、応募していただいた 3 つの事業者さん、そして選定

に関わっていただいた皆さんに敬意と感謝を申し上げます。

その上で、今回の公募で優先交渉権第1位を取られた事業者を指定管理者として指定することに反対する理由を申し述べます。

大山スキー場は、大山町のみならず、鳥取県西部の非常に重要な観光資源であり、また、鳥取県のみならず、中国、四国を中心に西日本のスキー、スノーボー愛好者にとってとても大切なゲレンデであると思っています。暖冬リスクが高まる昨今ですが、できるだけ安定的に今後もゲレンデを維持していくことが求められていると思います。

しかし、この重要な使命は、わが町大山町が単独でできるものなのでしょうか。大山町が単独でやるべきことなのでしょうか。今後、大山町は、90億円の設備投資を含むスキー場運営中長期計画に沿って事業を進めようとしています。今回の指定管理者は、この計画に沿ってスキー場を運営すること、また、10年間で30億円程度の指定管理納付金を町に納めることを前提に公募され選定されています。にも関わらず、今回の事業者の指定管理納付金の提案は10年間で3億8,000万円ほどでしかありません。この時点で、中長期計画の見通しは完全に破綻していると言わざるを得ません。

今回、指定管理者として議案に上がっている事業者及びグループ企業は、この分野で日本有数の企業です。本来であれば大山スキー場をお願いするにふさわしい願ってもない企業です。しかし、今回の契約では、仕様書の中に明確に中長期計画を前提にスキー場運用することが書かれています。この破綻した中長期計画を前提に契約を結ぶことは、将来的な非常に大きいリスクになると懸念されます。

何よりも、冒頭に申し上げましたが、このように事業リスクの大きいスキー場経営を本当に大山町が今後も単独で進めていってもいいのかということです。事業リスクの大きさが改めて明らかになった以上、ここで一旦立ち止まるべきだと思います。

そして、原点に立ち返り、鳥取県の大切な資源であるこの大山スキー場を守っていくため、改めて町民や地元の関係者はもちろん、スキーの競技団体やスノーボーの競技団体の意見を聞き、鳥取県西部の経済団体ともしっかり話し合い、そして何より鳥取県と相談、連携をし、地域にとってベストな方法を一緒に検討していくことが必要なのではないのでしょうか。

このままでは、大切な大山スキー場が今よりもっと厳しい状況になっていき、またそれを支える町民の負担も一層重くなると思います。このような理由から、本案に反対をいたします。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（8番 加藤 紀之君） 議長、8番。

○議長（吉原美智恵君） 8番、加藤紀之議員。

○議員（8番 加藤 紀之君） 私は、本案に賛成の立場で討論をしたいと思います。

本案は、大山スキー場をアドバンス株式会社に対して指定管理させることを是とする

か、否とするかを判断するものでございます。

先ほど来多くの議員から質疑が出まして、大体のリスクであるとかそういった懸念点ってというのが払拭されたのか理解されたのかなというふうに思います。過度に不安を煽るような指摘をされる議員さんもありますけれども、基本的には、指定管理納付金を索道事業基金に貯めて、でその貯めた範囲内で中長期計画の核となる部分、理念となる部分、持続可能なスキー場となるように町としては投資をしていくということを先ほど私も質疑で確認をさせていただきました。

確かに、指定管理納付金は、中長期計画の20年間で90億円という投資の計画に対しては大きく乖離がある納付金ではございます。ただし、それはアドバンス株式会社だけがそういう金額を提示したものではありません。B社もC社もまあ似たような金額でございましたし、B社に至っては2億円台でございました。10年間で2億円台でございました。そういったところから考えて、選定委員会の方では今ある選択肢の中でベターな事業者を選定されたというふうに私は認識しております。

それに対して我々が反対をすれば、まあ極端な話をすればですけど、大山スキー場自体がなくなってしまうと、そういう懸念、リスクの方を私たちは考えるべきではないかと思います。町長も説明をされましたけれども、条例で全てのスキー場を大山町が所有する、運営をしていくということを決めた以上、運営をしていく責任を我々議会も背負わなければいけないというふうに思います。

投資に関してはその都度提案がございましょうから、ダメだというふうに思われれば議会ですっかりと議論をして反対をしていけばよろしいですし、もしくは、指定管理納付金がいっかりと索道事業基金に貯まっていれば進めていくべきだというふうに私は思いますけれども、そういった判断をその都度していける機会がございします。

今大事なことは、冒頭申し上げました通り、大山スキー場を継続していくために本団体に管理させることが適格なのか不適格なのかということというふうに感じております。先ほども説明ございましたけれども、アドバンス株式会社をはじめとするグループ会社は、日本でも有数のスキー場運営の実績を誇っております。そういった事業者が、今回、選定委員会が選定されたわけですし手上げもしていただいたわけです。こういった事業者を我々も可とすることで、大山スキー場を今シーズンもしっかりと維持していく、なおかつグリーンシーズンもアドバンス株式会社をはじめとするグループ会社にはしっかりと実績もございしますので、そういった部分にも期待しつつ、賛成としていきたいなと思います。どうか皆さん、冷静に客観的に判断をいただきたいなと思います。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（12番 大森 正治君） 議長、12番。

○議長（吉原美智恵君） 12番 大森正治議員。

○議員（12番 大森 正治君） 公の施設の指定管理者の指定についての議案に、私は

一応反対の立場で討論します。

一応と言いましたのは何故かと言いますと、この議案は、本来なら喜んで賛成すべき案件だと考えますが、私は、希望を持ってスッキリした気持ちで賛成が午だできないからです。大山スキー場の運営がうまくいって、大山町に活気が生まれることを関係者はじめ町民の皆が望んでおります。

しかし、指定管理者が選定される経過、そして2回目の公募結果である指定管理者選定評価項目の比較表で明らかになった大山スキー場運営中長期計画と応募者の提案内容との整合性におきまして、やはりまだ私は疑問や懸念を抱かざるを得ません。

そこで、私は、問題点を指摘して、それに対する提案をしたいと思います。先ほどの質疑でも示されましたように、アドバンス社提案の事業計画と収支計画の一部には中長期計画を踏まえたものになってなくて整合性がありません。とりわけ指定管理納付金の額においては、中長期計画とアドバンス社が示した提案には大きなギャップがあります。

そのため、中長期計画とアドバンス社の提案がすべて整合性あるものにするために、この中長期計画を見直した方がいいと考えています。具体的には、90億円という過大な設備投資が示されている中長期計画を見直すことです。それによって、指定管理者は投資回収が可能な事業計画を立案することができるようし、長期的な運営を可能にする利益を見込める適正な収支計画を立案することもできるのではないのでしょうか。

また、指定管理納付金を10年間で30億円という現実離れした額ではなく、実現可能な額に見直すことができるのではないのでしょうか。この提案がもし否決された場合、回り道になっても、より良い中長期計画と指定管理者の提案が作成され、誰もが納得のもとに事業をスタートさせることができ、将来に禍根を残すことがないのではないのでしょうか。

また、逆に可決された場合でも、アドバンス社には、大山町民や鳥取県民などの幸せにつながるよう、そういう運用を望むものです。そのために、長年大山スキー場を縁の下の力持ちとして支えてこられたスタッフ、従業員の皆さんやDMOなど地元業者の皆さんといい関係を作っていただき、連携し運営していったほしいということを希望しまして反対討論いたします。

○議長（吉原美智恵君） 大森議員、討論は賛成か反対の意見を言う場ですので、一様という言葉はこれからは控えてください。

他に。次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） 議長、1番。

○議長（吉原美智恵君） 1番 浅田議員。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） はい。1番、浅田龍太郎です。賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の賛成は、やはり少しでも今現状で事業の開始が遅れてしまっている、こういっ

た少しの遅れであっても、長い目で見た時には、こういったこと結構大きく影響してくるものだと私自身考えております。

そういったスキー場の指定管理について、2度の公募を経て事業者を選定するに至ったこと、この点について大変重く受け止めるものでございます。現時点においては、運営主体を確定させ、次の段階に進むこと自体が重要であると考え、本議案に賛成をいたします。

一方で、皆さん質疑であったように、本件は本町が策定した中長期計画を前提として進められるものではございますが、その前提と実際に上がってきた提案、これについては一定の乖離があるものというふうに認識されてるかと思います。

特に、収支や投資回収の見通しにおいては、その収益改善を行っていくという答弁ございましたけれども、その実現性を慎重に見極めていく必要があると考えております。

そのため、今後の運営にあたっては、中長期計画に基づくことを前提としつつも、実際の運営状況や収支の推移、こういったものをしっかりと踏まえて、必要に応じて単年度の計画であったり、中長期計画を見直していくことが必要であると考えております。

そこで、今回は条件付きというような賛成の仕方なんですけれども、ちょっと条件を述べさせていただきたいと思います。

今後予定される設備投資、こういったものにかかる議案提出されると思いますけれども、その必要性のみを良とするのではなくて、指定管理者の運営状況であったり、今後の収支の実態、こういった収益改善が行われているのかというのを明らかにした上で、議会として十分に精査できる形で情報の提供をいただくことを強く求めていきたいと思っています。

また、質疑でもさせていただきましたけれども、協定書や仕様書、こういったところ、事業者と町で変更ができるという答弁がありましたことから、そういった変更については随時、早い状態で議会の方にも情報提供していただくところを条件として、以上の点について、本議案に対して賛成をいたします。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長、5番。

○議長（吉原美智恵君） 5番 西本憲人議員。

○議員（5番 西本 憲人君） はい。本議案に反対の立場で討論させていただきます。

私ですね、反対の理由は3つあるんですけど、大きく分けて3つなんですけど、その前にですね、ちょっと経過を思い出してください、皆さん。2年前に、今までやっていた、55年ぐらい続けていた事業者さんが撤退されるということで、今後のスキー場の経営をしなくてはいけないかもしれないというふうになりました。その際に、議会からは、中長期の計画が必要じゃないですかというような話出ました。おそらく意見書も出ました。ただ、この意見書はですね、過半数に届かず、中長期計画作成の意見には

なりませんでした。で、その際の担当課、執行部の答弁としては、中長期計画は、今必要ないということで、実は、その時に1度募集をされていて、その際には、手上げなしという状況が、一旦1回目の募集です。

昨年4月ですね、中長期計画を作りますということで、1,200万程度の議案が出てきました。その際には、議会は必要ないというふうに言っときながら可決をしました。私ももちろん作った方がいいなっていう立場だったんですけど、結局作るんかい、っていう執行部に対しても議会に対しても思いました。

去年の12月頃には中長期計画の中間報告をいただきました。そのまま年が明けて、今年になりですね、最終報告がないまま、指定管理の募集が始まりました。結果としては、第1次交渉権にマックアースさんがなりました。ただ、特に交渉はないまま、町としては計画との整合性がないので、募集のし直しということになりました。

で、2回目の募集が行われて、新たな募集でアドバンスという事業者が今回第1位交渉権になって提案をされているという状況です。

今回のアドバンスは、先ほどから複数の議員が乖離があるということで言われてますが、これは賛成側の議員も反対側の議員もどちらもアドバンスさんが出されてきた提案と、町の中長期の事業計画1,200万つけて使って作った中長期計画との乖離があるってことは、おそらくほとんどの議会のメンバーが把握をしてるところですよ。

10年間で3億8,000万、約3億8,000万というアドバンスからの提案です。中長期計画では10年間で30億が必要だって書いてあります。もちろん少しずつ変化はあったり、少し増えたりとか、そこまで30億ほど必要なくなったりするかもしれませんが、3億8,000万と30億違うって、これ帳尻あいますかね。この時点で計画破綻してますよね、っていうことで先ほど聞いたら、計画通りですと、破綻していませんという答弁でした。でも、どういうふうにそれを帳尻合わせていくかというのは現時点では不明です。

確かに今後のスキー場のことを考えてですね、続けていってほしいなという気持ちはあります。手上げしてくれた業者さんに対してはありがたいなということで、マックアースさんだろうがアドバンスさんだろうが思っています。

ただですね、私、今回反対、3つの大きな反対理由です。

まず1つ目、前提が決まっていないことです。そもそもですね、このスキー場を今後続けるのか止めるのか、この1番大事な議論が1度も行われていません。これは議会内でも行われてませんし、この議場でも行われていません。先ほど町長が言われる条例改正をして4つのスキー場を町の持ち物にしたということなんですけど、これはあくまでも町の持ち物にしたということだけなので、今後絶対続けますというような話は出ていません。どういう状況だろうが継続しますっていうことを図られたわけではありません。だから、何がなんでもスキー場を継続、続けるっていうのは別の話です。

方向性が決まってない中で指定管理だけを進めるのは順序が逆だと思います。まずは

方向性を定めてほしいです。

2 目、計画と現実が大きくずれていることです。先ほどの指定管理納付金、10 年 30 億が現時点では 3 億 8,000 万というふうな提案がされているということです。10 分の 1 で既に計画が破綻しています。この時点でこの計画、成り立っていません。これが 2 目の理由です。

3 目、決め方があまりにも不透明であります。計画の最終報告前に公募、そして再公募が行われました。そして、今回の選定、さらにですね、事業者の提案内容も十分に公開されていません。情報公開は不十分だと思います。これでは町民に責任を果たしてるとは言えませんし、我々議会にも説明責任が果たされているとは思いません。

あくまでも事業者が出してきたものに対して、今回決定したアドバンスに対して、アドバンスには計画に則っていると言いましたが、マックアースは計画に則っていないという、沿っていないという、この辺、かなりダブルスタンダードだになっていうふうに思っています。

現時点ではですね。スキー場の存続自体を私が否定するものではないんですが、前提も計画も説明も不十分なまま進めることには賛成できません。なので、1 度立ち止まり、存続の是非をしっかりと検討し、現実的な計画を立て、十分な情報公開、この辺りを整理した上で改めて議論するべきだというふうに私は思っています。

順番としては、スキー場の存続判断、現実的な計画、で指定管理の募集、これが正しい順番ですが、今は指定管理の募集が先行してしまっているという状況です。

以上の理由で、私は今回の議案に反対をさせていただきます。以上です。

〔 杉谷議員 退席 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕〕

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 議長、9 番。

○議長（吉原美智恵君） 吉原 美智恵君） 9 番 池田議員。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 池田です。皆さん賛成された方と同じように、私も両手を挙げての賛成ではありません。本当に議会はこのように言われて話し合いをすること、本当よくない状況だなと感じております。もちろん、こう決めていくことに対して賛成、反対、決定しなくちゃいけないんですけども、やっぱりそれに向かっていくためにもやっぱり過程って大切だと思うんですよ。私も、今回、不透明、途中の経過がなかなか分かりにくい、えっ、決まったのにまた再公募っていう疑問がたくさん出てきました。

でも、やっぱりその中でも、やっぱりスキー場で自分も働いたこともあって、リフトを 1 年間止めるってことは非常にスキー場に対してリスクがあります。ましてや旅館組合、旅館の方々、観光業、そこで働く人たち、その方の場所も 1 年間止まるってことに繋がっていきます。

で、そこを優先的に考えると、苦渋の選択ですけれども、賛成に私は今立っています。ただ、今回のような形、皆さんの意見、中長期計画に関しても様々な意見が出ております。その件に関してはやはり猛省していただきたい。それをやはり糧に大山スキー場になるようにこの契約を進めていただきたいと願うところばかりです。

あと、やはり中長期計画見て私もすごい疑問に思ったのは、10年間で30億、それは一昔前のスキー場で皆さんがもうたくさんお客さんで溢れてという時は可能だったのかな。10年間30億って、皆さんの中でも厳しい数字だってことは感じられてると思います。そういう数字も今回の質問した中では、数字も齟齬は少しずつ見直しながら歩み寄っていくっていうことだったので、ぜひともやっぱりこう現実に沿った中長期計画になるようになっていただきたいと思います。

本当に条件付きの議員さんもいらっしゃいましたし、中長期計画にそぐわない中長期計画、ちょっとすいません、言葉が出てこないんですけれども、皆さんの反対意見も聞いて、本当私も悩んでおりましたが、やはりこう住民の仕事の場、スキー場、観光業としてのスキー場のことを考えると、賛成の方に回らせていただきました。以上です。

〔 杉谷議員 着席 〕

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「反対、今、賛成だったので」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 失礼しました。議長もちょっと長時間で混乱しました。申し訳ございませんでした。はい、失礼しました。次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。したがって、議案第62号は原案の通り可決されました。

----- . ----- . -----

（日程第10）議案第63号

○議長（吉原美智恵君） 議案第63号 令和8年度大山町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑ありませんか。

○議員（5番 西本 憲人君） 議長、5番。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本憲人議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） 63 号、この地域おこし協力隊で、ページが 3 ページだったんですけどね、分かりますかね。地域おこし協力隊、債務負担行為で地域おこし協力隊のことが出ていました。こちらはですね、期間が令和 8 年度から 11 年度までとありますが、着任時期はいつ頃になりますでしょうか。

3 年できないんじゃないかなっていう懸念があるので聞いている質疑です。

もう 1 つは 10 款総務費の 4 ページ、国内交流事業です。国内交流で嘉手納市との交流によって効果として挙げられている収益増、産業祭りに出店というふうにあります、これ具体的にどんな、こういった収益がどれくらい増えてるのか、ちょっとよく分からないので教えてください。

で、あと野國聰管祭りですね、って漢字を読むのが大変だったんですけど、野國聰管祭りと、これ秋に参加ってことでありますけど、これどういったお祭りでどういった目的で参加されるのか、少しご説明ください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。債務負担行為の地域おこし協力隊でございますけれども、現在の想定といたしまして、5 月に募集開始、始められればと考えております。その後、面接を行いまして、着任を 9 月ぐらいのイメージで進められればと現在考えております。以上です。

○まちづくり課長（池山 大司君） 議長、まちづくり課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山まちづくり課長。

○まちづくり課長（池山 大司君） 国内交流事業に関してのご質問についてお答えいたします。

嘉手納との交流によって収益増につきましてですが、こちらはですね、とりあえず今回資料として出ささせていただきましたのは、昨年度、令和 7 年度に行われました産業祭りに恵みの里公社の方が出店しておりまして、2 日間で 23 万 2,000 円の売り上げがあったということで、とりあえず掲載のほう載せていただいております。

で、これからどうなるかということですが、野國聰管祭りも含めまして嘉手納町の方ではいろんなイベントが行われております。お互いに、相互に出店等を調整していきながら、次年度以降、経済交流という形で進めていきたいというふうに考えておりまして、現時点で具体的にどれだけ増えるかというような数字は持ち合わせておりません。

これは、今回夏山開き祭にお越しいただいた時とか、これから具体的に当たっていくのは恐らく商工観光課だったというふうと思いますが、そちらの方との詳細な協議の中で具体的に検討していくような内容になっております。

それから、野國聰管祭りに参加する関係でどのような目的でということですが、この

野國聰管祭りにつきましては、毎年 10 月初めの土日 2 日間にわたって行われるお祭り
でして、1603 年と言われておりますが、中国からサツマイモの苗を持ち帰られて、多
くの沖縄の方の飢饉を救ったと言われております野國聰管さんの偉業を称える町になり
ます。初日はですね、どうも若者向けのライブ等がありまして、2 日目は伝統芸能の披
露がされているようです。

で、このお祭りに、かなりの方が集まられておりますので、大山町からの特産品、こ
ういったものを出店しながら経済交流を進めていきたいというふうに考えているところ
です。

総合窓口としては、全員協議会でご説明したように、まちづくり課、この経済交流に
つきましては、具体的には商工観光課というような役割分担がこれから進めていくこと
になろうかと思えます。以上です。

○議員（5 番 西本 憲人恵君） 議長、答弁漏れです。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本憲人議員。

○議員（5 番 西本 憲人恵君） はい。源光課長、すいません。はい。3 年できないん
じゃないですかという話を、さっきの数字見たら分りますけど、それに対してのことが
もう少し聞きたかったので、追加じゃなくてこれは答弁漏れとしてご報告ください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。令和 8 年度、今年度、今の予定では 9 月というよ
うな着任時期になりました場合、最終的には令和 11 年の年度、いわゆる 8 月末ぐらい
までが、いわゆる着任時期になるのかないうことで、令和 8 年から 11 年度までのうち
3 年度間分の委託料について積んでいるものでございます。ということでよろしいでし
ょうか。

○議員（5 番 西本 憲人恵君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本憲人議員。

○議員（5 番 西本 憲人恵君） ちょっと分からなかったんですけど、議案書には令和
8 年度から 11 年度までって書いてなかったですか。なので 1, 2, 3 年度だと思います
し、開始は年度で数えるんじゃないかなと思うんですけど。8、9、10、11、これ今まで
の 3 年じゃなくて、3 年を超えての募集が今後あるという、まる 3 年・・・どういう、ち
よっとこの初めてのことなので分らないので教えてもらいたいのと、国内交流の経済効
果は 2 日間で 23 万 8,000 円あったんですけど、飛行機代と相殺したら、大した経済効
果になってないんじゃないですか。収益増になってないんじゃないかなと思うんですけ
ど。それを持っても収益増っていうふうに言われますか。あまり収益増じゃないのかな
と思うんですけど。交流だったら理解できるんですけど、収益増という書き方は、間違
ってませんか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。分かりにくかったかもしれませんが、債務負担行為の期間としては4年間、地域おこし協力隊の任期としては3年間ですので、額としては3年間分、期間としては今年度からの4年間取っているというところでございます。

それから、嘉手納町産業祭りに恵みの里公社が出店したというところですが、昨年度に出店しました。一昨年度も出店しているわけですが、で、恵みの里公社としましては、特に補助金とかなく、収益事業としても行く価値があるような売り上げ経費があったという報告を受けておりますので、経費ととんとの経費倒れをしているというようなことではないというふうに思っておりますし、さらには、産業祭りへの出店を機に、道の駅同士で、嘉手納町にも道の駅がありますので、道の駅同士で交流をしていこうということで、お互いの特産品の時期に、お互いの特産品を販売し合うようなそういう交流もできないかという話がいっぱい出ています。

そういうふうに売り上げをそれぞれ延ばせるようなきっかけにもなっているということで、イベント単発で見てもメリットがある上に、その後の発展としてもメリットがあるというような状況でございます。

○議員（5番 西本 憲人恵君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5番 西本議員。

○議員（5番 西本 憲人恵君） 地域おこし協力隊のことで2点確認させていただきます。

例えば、9月から始まった場合に、着任終わり時期が例えば8月とかっていうふうになることも場合によってはあるっていうことですか。4月、3月以外もあるっていうことですか、のがまず1点と、あとは国の方向性でなんか最長5年できますよみたいなことがあったと思うんですけど、そういった延びる可能性もありますか。っていうのが2点目。

国内交流のことに関しては、少しこういう収益増とかって書かれるのであれば、具体的な実績がもうちょっと分りやすく見せてもらえたらいいなと思いました。当町はそこまで財政が豊かな町じゃないので、ハワイの時にも言ったんですけど、遠くに行くんだったら、旅行とかと勘違いされないように行ってそれだけの経済効果がありました、費用対効果がありましたって言ったら納得されやすいと思うんで、なんかその辺少し意識して数字出してもらったら助かるんですけど、今後そういうのってできますか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原 美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。ご指摘の通り、国の特別交付税措置の対象になる事業でございまして、開始時期が必ずしも年度初めの4月というようなところに限定さ

れているわけではございませんで、着任が9月、例えば一番最後が8月末というような場合でも、まるまる36か月間につきましては特交対象になるということでございます。

また、延びる可能性あるかについてのご質問ございました。こちらにつきましては、当初から見込むということではなくて、着任中の状況に応じて延びる可能性はあるのかなと思っておりますが、それについては再度協議ということになっております。以上です。

○まちづくり課長（池山 大司君） 議長、まちづくり課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山まちづくり課長。

○まちづくり課長（池山 大司君） はい。全員協議会の資料説明の時に、少し私も言葉足らずというか、かなり短縮してご説明したので、少しその辺りを補足させていただきたいと思いますが、こちらの資料で効果として収益増と人材育成ということを挙げております。

これは、今効果が出ているというものではなくて、こういった効果を狙って事業に取り組んでいるということでございますので、人材育成として官民とあげておりますが、この中には、もう既にやっている小学生の交流も含まれますし、これからやっていこうという官民のものも入ってます。収益増の方につきましても、とりあえず産業祭りには出店させていただいておりますが、さらに広げていったりというようなことも含めまして、今後、色々取り組んで収益増を狙いたいということでご理解いただければと思います。以上です。

○議員（9番 池田 幸恵君） 議長、9番。

○議長（吉原美智恵君） 9番 池田議員。

○議員（9番 池田 幸恵君） 西本議員と全く同じ項目なんですけれども、質問させていただきます。

款に関しては1の追加のページになっております。地域おこし協力隊活用事業についてです。初めて議会での、議場での説明では、令和7年の9月に議会で議会に対して12月末頃から募集ってということだったんですけれども、遅れて今になった経緯を何故ここまで遅れたのかっていうことを話します。

それと同じく国内交流事業について、今交流で、小学生皆さん、嘉手納との交流をってことなんですけれども、これはもう今後、定期的につて言ったらおかしいんですけれども、補正ではなくてちゃんと交流事業としてくくりに入ってくる可能性があるのか、それとも今回だけ補正のような形でぽんと出てきた事業なのか、その辺りについて説明をお願いします。

例えば、夏山開き祭があるので来ていただく、そこで物を販売する、していただく、お互いの収益になるようなことが今後ずっと、なんて言うんですかね、含めていろんな、お互いに嘉手納と大山町が収益を交流によって生まれる収益を生む事業っていうのが含

まれて、交流事業として交流が続いていく。今後、当初予算になんて言えばいいですかね、今後、当初予算に組まれていくものになっていくのか、お願いします。

○議長（吉原美智恵君） 5時になりましたが、このまま続けます。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 地域おこし協力隊の募集時期の遅れでございしますが、これはいわゆるその募集要項の整備に時間がかかってしまったためということで、事務の遅れということでございます。お詫びいたします。

○まちづくり課長（池山 大司君） 議長、まちづくり課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山まちづくり課長。

○まちづくり課長（池山 大司君） はい。この度の補正についてですが、前年度末に前任の課長の方から議会の方の方にもご説明させていただいたように、この夏山開き祭にお越しいただくというのは急遽決まっております、当初予算の方では間に合わなかったということで今回補正対応をさせていただいております。

したがいまして、今後につきましては、基本的に当初予算の方に計上して対応していくということになりますので、小学生の交流は社会教育課、それからこの夏山開き祭等の関係につきましてはまちづくり課、その他のイベント等については恐らく商工観光課というような形で整理をしながら、次年度以降もやっていくというようなことになるかと思えます。以上です。

○議長（吉原美智恵君） はい。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は原案の通り可決されました。

（日程第11）議案第64号

○議長（吉原美智恵君） 議案第64号 令和8年度大山町温泉事業特別会計補正予算第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 64 号は原案の通り可決されました。

（日程第 12）議案第 65 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 65 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2 番 小林 直哉君） 議長、2 番。

○議長（吉原美智恵君） 2 番 小林直哉議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） 索道特別会計ですが、1 つ目、まず歳入についてお伺いします。

今年度の指定管理納付金について 8,557 万と計上されておりますが、この積算根拠を教えてください。

2 点目、これ当初予算についてなんですけども、確認です。当初予算を説明、最初にした時にですね、水道光熱費及び修繕費が計上されておりました。これは 3 月定例会時点でですね、指定管理事業者が決まっていなかったため、計上されたとは私は認識していたんですけど、それであってますか、間違ってますか。

そうだとするならば、今回、指定管理者が決定したので補正すべきではないかと思いますが、その辺りお答えください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、歳入の方、8,557 万円の見込みでございますが、これは事業者提案に基づく金額となっております。実際には運営の結果で、指定管理納付金調整という必要になってくるかと思いますが、現時点で予算化するにあたっては提案の金額を採用しているというものでございます。

また、支出の方で、光熱水費と修繕費についてのご質問ございました。こちらにつきましては、指定管理開始までの期間の光熱費、それから修繕の額というところがまだ確定しておりませんので、こちらにつきましてはそのまま予算としては残すということにしております。

また、指定管理者が決定いたしましたら、契約以降に発生した当該費用については事業者支出ということになりますので、こちらについてはまた時期を見て補正ということになろうかと思えます。以上です。

○議員（2 番 小林 直哉君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 2 番 小林議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） はい。指定管理の納付金につきましては、事業者からの提案ということですが、今後、こういったスケジュール感で、これは事業者さんと調整されて、最終的な今年度の見込みを出されるか、お答えください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。例年でございますが、指定管理納付金につきましては、その年の運営状況等によって変わってきますので、おそらく年度末近いところまでこの金額で走ることになろうかと思えます。で、最終的には確定前に補正というような可能性ございますが、基本的にはこの金額で運営は開始ということになろうかと思えます。

○議員（2 番 小林 直哉君） 了解です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」「議長、14 番」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 今の指定管理納付金についてなんですが、事業者からの提案でということによかったわけですかね。で、先ほど、契約の時の質疑で、指定管理納付金については土地の賃借料などは含んでいないということだったわけですがけれども、土地の賃借料などについては、事業者が町に納付するような格好に協定書では書いてあるように読んだんですけれども、この辺り、もう少し整理をしてご説明いただきたいことと、令和 8 年度で指定管理納付金が 8,500 万ということであれば、単純にこれ 10 倍したら 10 年間で 8 億、9 億あってもいいのかなと思うところが、なぜ提案では 3 億 8,000 万だったのか、この辺りのご説明をお願いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず、指定管理納付金の積算根拠の中で、土地賃借料につきましては、経費として既に差し引かれた結果、指定管理納付金としてこれぐらいを見込んでいるというところでございます。

それから、今ご指摘がありましたように、単年でこの金額であった場合は 10 年間でということになりますが、事業者の方からは、例えば 10 年間の中で、暖冬リスクとかそういうところを含めて、金額についてはちょっとある程度見通しというところが年々

でバラバラになっております。

今年度につきましてはこれぐらいの金額でということで見込んでおりますが、先ほども申し上げましたように、あくまで事業運営の結果ということで、今年のスキーシーズンの状況によって、水ものの部分にはなつてこようかと思っておりますので、あくまで目安としてこの度予算提案を差し上げるものでございます。

○議員（14 番 近藤 大介君） 了解です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することに賛成の方は起立願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 65 号は原案の通り可決されました。

○議長（吉原美智恵君） これで本臨時の会議に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和 8 年第 3 回大山町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。

午後 5 時 10 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 吉原 美智恵

署名議員 島田 一恵

署名議員 加藤 紀之